

株式交換に係る事前開示書類

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 184 条に定める書面)

2024 年 4 月 10 日

株式会社ゼットン

2024年4月10日

株式交換に係る事前開示書類

愛知県名古屋市東区徳川町1001番地
株式会社ゼットン
代表取締役社長 鈴木 伸典

株式会社ゼットン（以下「当社」といいます。）は、2024年6月1日を効力発生日として、株式会社アダストリア（以下「アダストリア」といいます。）を株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本件株式交換」といいます。）を行うことを決定し、2024年3月21日付で両者の間で本件株式交換に関する株式交換契約（以下「本件株式交換契約」といいます。）を締結しました。

本件株式交換について、会社法（以下「法」といいます。）第782条第1項及び法施行規則（以下「施工規則」といいます。）第184条に基づく事前開示事項は、次のとおりです。

記

- 本件株式交換契約の内容（会社法第782条第1項第3号）
別紙1のとおりです。
- 交換対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第184条第1項第1号）
別紙2のとおりです。
- 交換対価について参考となるべき事項（会社法施行規則第184条第1項第2号）
別紙3のとおりです。
- 株式交換に係る新株予約権の定めに関する事項（会社法施行規則第184条第1項第3号）
該当事項はありません。
- 計算書類等に関する事項（会社法施行規則第184条第1項第4号）
 - アダストリアの最終事業年度に係る計算書類等の内容（会社法施行規則第184条第6項第1号イ）

アダストリアの最終事業年度（2022年3月1日から2023年2月28日）に係る計算書類等の内容については、別紙4のとおりです。

- (2) 当社及びアダストリアの最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第184条第6項第1号ハ、第2号イ）

① 当社

(i) 本件株式交換契約の締結

当社は、2024年3月21日付の取締役会において、アダストリアとの間で本件株式交換契約を締結することを決議し、同日付で株式交換契約を締結しました。本件株式交換契約の内容は、上記1. 本件株式交換契約の内容及び別紙1に記載の通りです。

(ii) 自己株式の消却

当社は、本件株式交換の効力発生日の前日までに開催される取締役会の決議により、基準時の直前の時点において保有している自己株式（本件株式交換に際して行使される会社法第785条第1項に基づく反対株主の株式買取請求により当社が取得する自己株式を含みます。）の全部を、基準時をもって償却する予定です。

② アダストリア

アダストリアは、2024年3月21日付の取締役会において、当社との間で本件株式交換契約を締結することを決議し、同日付で株式交換契約を締結しました。本件株式交換契約の内容は、上記1. 本件株式交換契約の内容及び別紙1に記載の通りです。

6. 株式交換が効力を生ずる日以降におけるアダストリアの債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第184条第1項第5号）

会社法第789条第1項第3号の規定により、本株式交換について異議を述べることのできる債権者はいないため、該当事項はありません。

以上

別紙1 本件株式交換契約の内容

次ページ以降をご参照ください。

株式交換契約

株式会社アダストリア（以下「甲」という。）及び株式会社ゼットン（以下「乙」という。）は、以下のとおり合意し、本株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（株式交換）

甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、本株式交換により乙の発行済株式の全部を取得する。



第2条（甲及び乙の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

- (1) 甲（株式交換完全親会社）
 - ① 商号：株式会社アダストリア
 - ② 住所：茨城県水戸市泉町三丁目1番27号
- (2) 乙（株式交換完全子会社）
 - ① 商号：株式会社ゼットン
 - ② 住所：愛知県名古屋市中区徳川町1001番地

第3条（効力発生日）

本株式交換の効力発生日は、2024年6月1日とする。但し、本株式交換の手続の進行に応じ必要があるときは、会社法第790条の定めるところに従い、甲乙協議の上、これを変更することができる。この場合、乙は、変更前の効力発生日（変更後の効力発生日が変更前の効力発生日前の日である場合にあっては、当該変更後の効力発生日）の前日までに、変更後の効力発生日を公告する。

第4条（本株式交換に際して交付する株式の数及びその割当てに関する事項）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）の乙の株主名簿に記録された株主（第7条に基づく乙の自己株式の消却後の株主をいうものとし、甲を除く。以下「基準時株主」という。）に対し、その所有する乙の普通株式に代わり、乙の普通株式数の合計に0.36を乗じて得られる数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、基準時株主に対し、その所有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式0.36株の割合をもって、甲の普通株式を割り当てる。
3. 甲は、本株式交換に際して、基準時株主に割り当てる甲の普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条の規定に従い処理する。

第5条（資本金及び準備金の額に関する事項）

本株式交換により、甲の資本金及び準備金の額は増加しない。

第6条（承認の手続）

1. 甲は、会社法第796条第2項の規定により、本契約につき甲の株主総会の決議による承認を得ないで、本株式交換を行うものとする。但し、同条第3項の規定に従い、甲の株主総会の承認を要することとなった場合には、甲は、効力発生日前日までに、甲の株主総会において、本契約の承認に関する決議を求める。
2. 乙は、効力発生日前日までに、乙の定時株主総会において、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する決議を求める。

第7条（自己株式の消却）

乙は、効力発生日の前日までに開催される乙の取締役会の決議により、基準時において乙が保有する自己株式（本株式交換に際して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に応じて取得する自己株式を含む。）の全部について基準時をもって消却するものとする。

第8条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結日から本株式交換の効力発生日までの間、善良なる管理者の注意をもってそれぞれその業務の執行並びに財産の管理及び運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲乙協議し合意の上、これを行うものとする。

第9条（剰余金の処分）

乙は、本契約締結日から本株式交換の効力発生日までの間、剰余金の配当を行わない。

第10条（本株式交換条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結日から本株式交換の効力発生日の前日までの間において、甲又は乙の財産若しくは経営状態に重大な変動を生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲乙協議の上、本株式交換条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第11条（本契約の効力）

本契約は、第6条に定める甲及び乙の適法な機関決定又は本株式交換の実行のために必要な関係官庁からの認可・許可・登録・承認等が得られない場合は、その効力を失う。

第12条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本株式交換に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、
甲乙協議の上、これを定める。

第13条（準拠法及び裁判管轄）

本契約は日本国の法律に準拠し、これに従って解釈されるものとする。本契約から生
じた、又はこれに関連する当事者間の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専
属的合意管轄裁判所とする。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

2024年3月21日

甲：茨城県水戸市泉町三丁目1番27号

株式会社アダストリア

代表取締役会長 福田 三千男



乙：愛知県名古屋市東区徳川町1001番地

株式会社ゼットン

代表取締役社長 鈴木 伸典



別紙2 会社法第782条第1項で掲げる交換対価の相当性に関する事項

(1) 交換対価の総数又は総額の相当性に関する事項（施行規則第184条第3項第1号）

(ア) 本件株式交換に係る割当ての内容

	アダストリア (株式交換完全親会社)	当社 (株式交換完全子会社)
株式交換比率	1	0.36
本件株式交換により 交付する株式数	アダストリアの普通株式：1,137,731株（予定）	

(注1) 本件株式交換に係る割当比率

当社の株式1株に対して、アダストリアの株式0.36株を割当て交付します。ただし、アダストリアが保有する当社株式3,289,400株（2024年1月31日時点）については、本件株式交換による株式の割当ては行いません。

なお、上記株式交換比率（以下「本件株式交換比率」といいます。）は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社協議の上、変更することがあります。

(注2) 本件株式交換により交付するアダストリアの株式数

アダストリアは、本件株式交換に際して、本件株式交換によりアダストリアが当社の発行済株式（但し、アダストリアが保有する当社株式を除きます。）の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）における当社の株主の皆様（但し、アダストリアを除きます。）に対して、その所有する当社株式の株式数の合計に本件株式交換比率を乗じた数のアダストリアの普通株式（以下「アダストリア株式」といいます。）を割当交付する予定です。なおアダストリアはかかる交付に当たり、その保有する自己株式を充当する予定であり、本件株式交換における割当てに際して新たに株式を発行する予定はありません。また、当社は、本件株式交換効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、その保有する全ての自己株式（本件株式交換に関して行使される反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得する自己株式を含みます。）を、基準時までには消却する予定です。本件株式交換によって割当交付する株式数については、当社による自己株式の消却等の理由により今後修正される可能性があります。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本件株式交換に伴い、アダストリアの単元未満株式を保有することとなる株主の皆様については、アダストリア株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。なお、金融商品取引所市場において単元未満株式を売却することはできません。

① 単元未満株式の買増制度（1単元（100株）への買増し）

会社法第194条第1項及びアダストリアの定款第8条の規定に基づき、アダストリアの単元未満株式を保有する株主の皆様が、その保有する単元未満株式の数と併せて1単元（100株）となる数の普通株式をアダストリアから買い増すことができる制度です。

② 単元未満株式の買取制度（1単元（100株）未満株式の売却）

会社法第192条第1項の規定に基づき、アダストリアの単元未満株式を保有する株主の皆様が、その保有する単元未満株式を買い取ることをアダストリアに対して請求することができる制度です。

（注4） 1株に満たない端数の取扱い

本件株式交換に伴い、アダストリア株式1株に満たない端数の割当てを受けることとなる当社の株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関連法令の規定に従い、その端数の合計数（合計数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとします。）に相当する数のアダストリア株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて当該株主の皆様へ交付いたします。

（イ） 本件株式交換にかかる割当ての内容の根拠等

① 割当ての内容の根拠及び理由

アダストリア及び当社は、2024年3月21日付「株式会社アダストリアによる株式会社ゼットンの完全子会社化に関する株式交換契約締結（簡易株式交換）に関するお知らせ」に記載のとおり、2023年12月にアダストリアから当社に対して本件株式交換による完全子会社化の提案が行われ、両社の間で真摯に協議・交渉を重ねた結果、アダストリアが当社を完全子会社化することが、両社の企業価値向上にとって最善の判断であると考えに至りました。

両社は、本件株式交換に用いられる上記「（ア）本件株式交換に係る割当ての内容」に記載の本件株式交換比率の算定に当たって、公正性・妥当性を確保するため、それぞれ別個に、両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、アダストリアは株式会社ブルータス・コンサルティング（以下「ブルータス・コンサルティング」といいます。）を第三者算定機関に、当社は三田証券株式会社（以下「三田証券」といいます。）をファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関に選定いたしました。

アダストリアにおいては、下記「（3）当社の株主の利益を害さないように留意した事項（会社法施行規則第184条第3項第号）」に記載のとおり、第三者算定機関であるブルータス・コンサルティングから2024年3月19日付で入手した株式交換比率算定書、リーガル・アドバイザーである佐藤総合法律事務所からの助言の結果等を踏まえ、慎重に協議・検討した結果、本件株式交換比率は妥当であり、アダストリアの株

主の皆様の利益に資するとの判断に至ったため、本件株式交換比率により本件株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

他方、当社においては、下記「(3) 当社の株主の利益を害さないように留意した事項 (会社法施行規則第 184 条第 3 項第号)」に記載のとおり、第三者算定機関である三田証券から 2024 年 3 月 19 日付で受領した株式交換比率算定書、リーガル・アドバイザーである祝田法律事務所からの助言、アダストリアとの間で利害関係を有しない独立した委員のみから構成される拡大特別委員会 (以下「本件拡大特別委員会」といい、詳細については下記「(3) 当社の株主の利益を害さないように留意した事項 (会社法施行規則第 184 条第 3 項第号)」をご参照ください。)からの指示、助言及び 2024 年 3 月 21 日付で受領した答申書の内容等を踏まえて、アダストリアとの間で複数回にわたり本件株式交換比率を含む本件株式交換の条件に関して慎重に交渉・協議を重ねた結果、本件株式交換比率は妥当であり、当社の少数株主の皆様の利益に資するものであるとの判断に至ったため、本件株式交換比率により本件株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

両社は、上記のそれぞれにおける検討を踏まえて両社間で交渉・協議を重ねた結果、本件株式交換比率により本件株式交換を行うことが妥当なものであり、それぞれの株主の利益に資するとの判断に至ったため、本件株式交換比率により本件株式交換を行うこととし、2024 年 3 月 21 日開催の両社の取締役会の決議に基づき、両社間で本件株式交換契約を締結しました。

なお、本件株式交換比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議の上、変更することがあります。

② 算定に関する事項

(a) 算定機関の名称並びに上場会社及び相手会社との関係

アダストリアの第三者算定機関であるブルータス・コンサルティングは、アダストリア及び当社の関連当事者には該当せず、アダストリア及び当社との間で重要な利害関係を有しません。

また、当社の第三者算定機関である三田証券は、当社及びアダストリアの関連当事者には該当せず、当社及びアダストリアとの間で重要な利害関係を有しません。

(b) 算定の概要

アダストリア及び当社は、本件株式交換に用いられる株式交換比率の算定にあたって公正性を期すため、アダストリアはブルータス・コンサルティングを、当社は三田証券を第三者算定機関として選定し、それぞれ本件株式交換に用いられる株式交換比率の算定を依頼し、以下の内容を含む株式交換比率算定書を取得いたしました。

プルータス・コンサルティングは、両社の株式価値の算定手法として、両社ともに市場株価が存在していることから市場株価法を、アダストリア及び当社いずれについても比較可能な上場類似会社が存在し、類似会社比較法による株式価値の類推が可能であることから、類似会社比較法を、また将来の事業活動の状況を評価に反映するため、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー（以下「DCF法」といいます。）を、それぞれ採用して算定を行いました。

アダストリアの1株当たりの株式価値を1とした場合の各手法による株式交換比率算定結果は、それぞれ以下のとおりです。

採用手法	株式交換比率の算定レンジ
市場株価法	0.30～0.37
類似会社比較法	0.21～0.30
DCF法	0.15～0.39

市場株価法においては、プルータス・コンサルティングは、算定基準日を本件株式交換契約締結日の前営業日である2024年3月19日として、アダストリア及び当社の普通株式の、東京証券取引所及び名古屋証券取引所における算定基準日、算定基準日までの1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間における株価終値単純平均値を基に算定しております。

DCF法においては、アダストリアについては、アダストリアが作成した2024年2月期から2026年2月期までの財務予測に基づく将来キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値や株式価値を算定しております。

当社については、当社が作成した2025年1月期から2029年1月期までの財務予測に基づく将来キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって算定しております。

なお、プルータス・コンサルティングがDCF法による算定の前提とした当社の財務予測には、連結営業利益において大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には2026年1月期において、顧客単価の上昇や付加価値向上に伴う売上総利益率の向上、及び出店ペースの落ち着きによる販管費の低下により、連結営業利益が690百万円と対前年比で約130%増益することを見込んでおります。

本件株式交換の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において収益に与える影響を具体的に見積もることが困難であるため、DCF法による算定の前提とした財務予測には反映しておりません。

プルータス・コンサルティングは、株式交換比率の算定に関してアダストリア及び当社から提供を受けた資料及び情報、一般に公開された情報を原則としてそのまま使用し、分析及び検討の対象としたすべての資料及び情報が正確かつ完全であること、株式交換比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実でプルータス・コンサルティングに対して未開示の事実はないこと等を前提としており、これらの資料及び情報の正確性又は完全性に関し独自の検証を行っておらず、またその義務を負うものではありません。プルータス・コンサルティングはアダストリア及び当社並びにそれらの関係会社のすべての資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みますが、それに限られません。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、また第三者への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。プルータス・コンサルティングは、提供されたアダストリア及び当社の財務予測に関する情報が、それぞれの経営陣による現時点において可能な最善の予測と判断に基づき、合理的に作成されていることを前提としており、アダストリアの同意を得て、独自に検証することなくこれらの情報に依拠しております。プルータス・コンサルティングの算定は2024年3月19日までにプルータス・コンサルティングが入手した情報及び経済条件を反映したものです。なお、プルータス・コンサルティングの算定は、アダストリアの取締役会が株式交換比率を検討するための参考に資することを唯一の目的としております。

一方、三田証券は、両社の株式価値の算定手法として、両社ともに市場株価が存在していることから市場株価法を、また両社の将来の事業活動の状況を算定に反映させる目的から、両社の将来収益に基づき、将来生み出すと見込まれる将来キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことにより株式価値を算出する評価手法であるDCF法を、それぞれ採用して算定を行いました。なお、類似会社比較法については、当社が属する外食産業は新型コロナウイルス感染症収束後の事業環境の過渡期にあり、当社及び類似会社の直近の業績予想値を踏まえて適切な株式価値を算定することは困難であると判断したことから、採用しておりません。

アダストリアの1株当たりの株式価値を1とした場合の各手法による株式交換比率算定結果は、それぞれ以下のとおりです。

採用手法	株式交換比率の算定レンジ
市場株価法	0.30～0.37

DCF 法	0.33~0.39
-------	-----------

市場株価法においては、三田証券は、算定基準日を本件株式交換契約締結日の前営業日である 2024 年 3 月 19 日として、当社及びアダストリアの普通株式の、名古屋証券取引所及び東京証券取引所における算定基準日、算定基準日までの 1 ヶ月間、3 ヶ月間及び 6 ヶ月間における株価終値単純平均値を基に算定しております。

DCF 法においては、アダストリアについては、アダストリアが作成した 2024 年 2 月期から 2026 年 2 月期までの財務予測に基づく将来キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって算定いたしました。割引率は 6.1%~8.1%を採用しており、継続価値の算定にあたっては永久成長率法を採用し、永久成長率は 0%として対象者株式の 1 株当たり株式価値を算定しております。

当社については、当社が作成した 2025 年 1 月期から 2029 年 1 月期までの財務予測に基づく将来キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって算定いたしました。割引率は 4.9%~6.9%を採用しており、継続価値の算定にあたっては永久成長率法を採用し、永久成長率は 0%として対象者株式の 1 株当たり株式価値を算定しております。

なお、三田証券が DCF 法による算定の前提とした当社の財務予測には、連結営業利益において大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には 2025 年 1 月期及び 2026 年 1 月期において、顧客単価の上昇や付加価値向上に伴う売上総利益率の向上、及び出店ペースの落ち着きによる販管費の低下により、対前年度比で大幅な増益を見込んでおります。2025 年 1 月期は連結営業利益が 310 百万円と対前年比で約 53%増益すること、2026 年 1 月期は連結営業利益が 1,050 百万円と対前年比で約 239%増益することを見込んでおります。

本件株式交換の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において収益に与える影響を具体的に見積もることが困難であるため、DCF 法による算定の前提とした財務予測には反映しておりません。

三田証券は、株式交換比率の算定に関してアダストリア及び当社から提供を受けた資料及び情報、一般に公開された情報を原則としてそのまま使用し、分析及び検討の対象としたすべての資料及び情報が正確かつ完全であること、株式交換比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実で三田証券に対して未開示の事実はないこと等を前提としており、これらの資料及び情報の正確性又は完全性に関し独自の検証を行っておらず、またその義務を負うものではありません。三田証券はアダストリア及び当社並びにそれらの関係会社のすべての資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みますが、それに限られません。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、また第三者への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。三

田証券は、提供されたアダストリア及び当社の財務予測に関する情報が、それぞれの経営陣による現時点において可能な最善の予測と判断に基づき、合理的に作成されていることを前提としており、当社の同意を得て、独自に検証することなくこれらの情報に依拠しております。三田証券の算定は2024年3月19日までに三田証券が入手した情報及び経済条件を反映したものです。なお、三田証券の算定は、当社の取締役会が株式交換比率を検討するための参考に資することを唯一の目的としております。

(2) 交換対価として当該種類の財産を選択した理由（会社法施行規則第184条第3項第2号）

アダストリア及び当社は、本件株式交換の対価として、アダストリアの普通株式が当社の少数株主の皆様へ交付されることにより、アダストリア株式の保有を通じて、本件株式交換後に想定されている各種施策の実行を通じて期待されるシナジー効果や、シナジー効果の発現によるアダストリアグループの事業発展・収益拡大、その結果としてのアダストリア株式の価格上昇等を享受する機会を当社の少数株主の皆様に対して提供できる一方、流動性の高いアダストリア株式を市場で取引することで随時現金化することも可能であることを踏まえ、上記の選択は適切であると考えております。

本件株式交換により、その効力発生日である2024年6月1日(予定)をもって当社はアダストリアの完全子会社となり、完全子会社となる当社の株式は、名古屋証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続きを経て2024年5月30日に上場廃止(最終売買日は2024年5月29日)となる予定です。上場廃止後は、名古屋証券取引所において当社の株式を取引することはできなくなりますが、本件株式交換効力発生日において当社の株主の皆様へ割り当てられるアダストリア株式は東京証券取引所プライム市場に上場されているため、一部の株主の皆様においては単元未満株式の割当てのみを受ける可能性があるものの、1単元以上の株式については引き続き金融商品取引所において取引が可能であり、株式の流動性を確保できるものと考えております。

他方、本件株式交換により、アダストリアの単元未満株式を保有することとなる株主の皆様においては、金融商品取引所において当該単元未満株式を売却することはできませんが、上記(1)(ア)(注)3.「単元未満株式の取扱い」記載のとおり、アダストリアに対しご所有の単元未満株式の買取りを請求することができます。また、本件株式交換に伴い1株に満たない端数が生じた場合における端数の取扱いの詳細については、上記(1)(ア)(注)4.「1株に満たない端数の取扱い」をご参照ください。

なお、当社の株主の皆様は、最終売買日である2024年5月29日(予定)までは、名古屋証券取引所ネクスト市場においてその保有する当社株式を従来どおり取引することができるほか、基準時まで会社法その他関係法令に定める適法な権利を行使することができます。

(3) 当社の株主の利益を害さないように留意した事項（会社法施行規則第184条第3項第号）

両社は、アダストリアが、当社株式3,289,400株（2024年1月31日現在の発行済株式総数6,449,766株（自己株式を除く））に占める議決権数の割合にして51.00%）を保有しており、当社がアダストリアの連結子会社に該当することから、本件株式交換の公正性を担保する必要があると判断し、以下のとおり公正性を担保するための措置を実施しています。

(公正性を担保するための措置)

(ア) 独立した第三者算定機関からの株式交換比率算定書の取得

アダストリアは、本件株式交換における株式交換比率の公正性を担保する観点から、上記(1)(イ)「①割当ての内容の根拠及び理由」のとおり、両社から独立した第三者算定機関であるプルータス・コンサルティングに株式交換比率の算定を依頼し、その算定結果を参考として、真摯に交渉・協議を行い、本件株式交換比率により本件株式交換を行うことを、2024年3月21日開催の取締役会にて、決議しました。

なお、アダストリアは、プルータス・コンサルティングから株式交換比率の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得していません。

当社は、本件株式交換における株式交換比率の公正性を担保する観点から、上記(1)(イ)「①割当ての内容の根拠及び理由」のとおり、両社から独立した第三者算定機関である三田証券に株式交換比率の算定を依頼し、その算定結果を参考として、真摯に交渉・協議を行い、本件株式交換比率により本件株式交換を行うことを、2024年3月21日開催の取締役会にて、決議しました。

なお、当社は、三田証券から株式交換比率の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得していません。

(イ) 独立した法律事務所からの助言

アダストリアは、本件株式交換のリーガル・アドバイザーとして、佐藤総合法律事務所を選定し、本件株式交換の諸手続及び取締役会の意思決定の方法・過程等について、法的な観点から助言を得ております。なお、佐藤総合法律事務所は、両社から独立しており、両社との間で重要な利害関係を有していません。

他方、当社は、本件株式交換のリーガル・アドバイザーとして、祝田法律事務所を選定し、本件株式交換の諸手続及び取締役会の意思決定の方法・過程等について、

法的な観点から助言を得ております。なお、祝田法律事務所は、両社から独立しており、両社との間で重要な利害関係を有しておりません。

(ウ) 当社における利害関係を有しない本件拡大特別委員会からの答申書の取得

当社は、2023年12月14日、本件株式交換に係る当社の意思決定に慎重を期し、また、当社取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保するとともに、当該取締役会において本件株式交換を行う旨の決定をすることが当社の少数株主の皆様にとって不利益なものでないことを確認することを目的として、いずれもアダストリアと利害関係を有していない、橋本昌司氏（橋本総合法律事務所弁護士）、当社の監査等委員である社外取締役であり名古屋証券取引所に独立役員として届け出ている渡部峻輔氏及び馳雅樹氏、並びに当社に常設されている特別委員会（注）の委員である森竹正明氏の4名により構成される本件拡大特別委員会を設置しました。なお、各委員の報酬に関しては、委員のうち当社の社外取締役である2名は社外取締役としての報酬に含まれており、その他2名に対しては、その職務の対価として、答申内容にかかわらず時間単位又は固定額及び超過部分は時間単位での報酬を支払うものとしています。

（注）当社においては、関連当事者取引について、少数株主の利益を保護するほか、関連当事者との利益相反リスクについて適切に監視・監督することを目的として、関連当事者取引の必要性、合理性、相当性を当社の経営陣や関連当事者から独立した立場で審議し、その結果を取締役に答申する「特別委員会」と呼称する委員会を従前より常設しております。この特別委員会の構成員は、渡部峻輔氏、馳雅樹氏及び森竹正明氏です。

当社は本件株式交換を検討するに当たって、本件拡大特別委員会に対し、(i) 本件株式交換の目的は合理的と認められるか（本件株式交換が当社の企業価値向上に資するかを含む。）、(ii) 本件株式交換の条件（本件株式交換における株式交換比率を含む。）の公正性が担保されているか、(iii) 本件株式交換において、公正な手続を通じた当社の株主の利益への十分な配慮がなされているか、(iv) 上記

(i) 乃至 (iii) を踏まえ、本件株式交換は当社の少数株主にとって不利益でないか、(以下 (i) 乃至 (iv) を総称して「本件諮問事項」といいます。) について諮問しました。本件拡大特別委員会は、2024年1月11日から2024年3月20日までに、会合を合計13回開催したほか、情報収集を行い、必要に応じて随時協議を行う等して、本件諮問事項に関し、慎重に検討を行いました。具体的には、まず、当社が選任した第三者算定機関である三田証券及び法務アドバイザーである祝田法律事務所につき、いずれも独立性及び専門性に問題がないことを確認し、その選任を承認いたしました。その上で、当社からは、当社の事業内容・事業環境、主要な経

営課題、本件株式交換により当社の事業に対して想定されるメリット・デメリット、株式交換比率の前提となる当社の事業計画の策定手続等について説明を受けたほか、アダストリアから、本件株式交換の目的、本件株式交換に至る背景・経緯、本件株式交換を選択した理由、本件株式交換後の経営方針や従業員の取扱い等について説明を受け、質疑応答を行いました。また、当社の法務アドバイザーである祝田法律事務所から、本件株式交換に係る当社の取締役会の意思決定の方法・過程等、本件拡大特別委員会の運用その他の本件株式交換に係る手続面の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関して助言を受けるとともに、アダストリアに対する法務デュー・ディリジェンスの結果について報告を受け、質疑応答を行いました。さらに、当社は株式会社 AGS コンサルティング（以下「AGS コンサルティング」といいます。）に対して、アダストリアに対する財務・税務デュー・ディリジェンスの実施を依頼し、本件拡大特別委員会は、AGS コンサルティングから財務・税務デュー・ディリジェンスの結果について報告を受け、質疑応答を行いました。並びに当社の第三者算定機関である三田証券より本件株式交換における株式交換比率の評価の方法及び結果に関する説明を受け、質疑応答を行いました。なお、本件拡大特別委員会は、アダストリアと当社との間における本件株式交換に係る協議・交渉の経緯及び内容につき適時に報告を受けた上で、アダストリアから本件株式交換比率についての最終的な提案を受けるまで、複数回にわたり交渉の方針等について協議を行い、当社に意見する等しております。本件拡大特別委員会は、かかる手続を経て、本件諮問事項について慎重に協議及び検討を行い、(i) 本件株式交換は、当社の企業価値の向上に資するものといえ、その目的は正当であり、合理性があると認められる旨、(ii) 本件株式交換の条件には公正性が認められる旨、(iii) 本件株式交換に係る交渉過程の手続には公正性が認められる旨、及び (iv) 上記 (i) 乃至 (iii) を踏まえ、本件株式交換の決定が当社の少数株主にとって不利益なものではない旨が記載された答申書を、2024年3月21日付で、当社の取締役会に対して提出しております。本件拡大特別委員会の意見の概要は以下のとおりです。

(i) 本件株式交換の目的の正当性・合理性(本件株式交換が当社の企業価値向上に資するかを含む。)

本件拡大特別委員会は、本件株式交換に至る背景・経緯、本件株式交換のメリット・デメリット等について、当社及びアダストリアに対して行ったヒアリング等の内容をまとめると、大要、以下のとおりである。

当社における事業の現状としては、外食産業全般において、多くの企業が事業の縮小及び閉鎖を進める状況にもかかわらず、当社は事業拡大の機会を得ることができ

ており、具体的には、①好条件で物件を獲得していること、②Park-PFI 制度を利用した公募は今後も増加する見込みであり、当該案件の獲得が公園再生事業の事業拡大に繋がること、③リアルタイムに店舗の収益状況や顧客状況を可視化し、オペレーションの平準化及び標準化につながるシステム設計を行うことで、従来の飲食企業経営の枠に留まらない事業フレームを構築することができるとの認識を有している。

他方で、当社としては、上記の事業拡大の機会を活かし、事業拡大を図っていくためには、いくつかの課題を抱えており、具体的には、①組織強化、採用力の強化、人材の拡充及びDX化が不十分であること、②資金調達の機動性が不十分であること及び③当社及びアダストリアとの間で締結した資本業務提携契約に基づき、各提携施策を進めているものの、両社が独立した上場企業であり、両社間の取引では利益相反を回避する必要があることから、スピード感を持って遂行できないこと、が課題であると認識している。

上記のような当社における課題認識のもと、当社が、本件株式交換により、アダストリアの完全子会社となることによるメリットとしては、①組織強化、採用力の強化、人材の拡充及びDX化の推進が図られること、②資金調達の機動性の向上が図られること、③新規店舗の付加価値向上やPark-PFI 制度における入札力の向上及び④資本業務提携契約に基づく本提携施策の迅速な遂行が図られることが考えられるところ、いずれも当社の抱える上記課題の解決に資するものといえ、当社の企業価値向上に資するものと考えられる。

加えて、上場維持に要する費用が削減でき、当該費用を成長投資や人材に対する投資等へ利活用することも可能となる。

更に、当社の企業価値を向上させる代替手段として本件株式交換より優位性を有する手段はなく、また、当社の現状を鑑みると本件株式交換による特段のデメリットは想定されない。

以上の内容は、いずれも特段不合理な点は見当たらず、合理的な検討結果と認められるから、本件株式交換は当社の企業価値向上に資するものであり、本件株式交換の目的は正当性を有し、かつ合理的であると認められる。

(ii) 本件株式交換の条件(本件株式交換における株式交換比率を含む。)の公正性

a 交渉過程の手續の公正性

本件では、独立性のある委員で構成された本件拡大特別委員会は、本件拡大特別委員会がアダストリアからの本件株式交換比率の提案への諾否及び反対提案の内容について述べ、当社は、当社第三者算定機関の助言及び本件拡大特別委員会からの意見・指示を受けながら、当社がアダストリアに返答するというプロセスで行われた。

本件拡大特別委員会は、与えられた権限を踏まえて主体的に関与し、少数株主にとってできる限り有利な取引条件で本件株式交換が行われることを目指して複数回に亘り交渉を行った。その結果、当初のアダストリアからの提案に比べ、本件株式交換における交換比率の増加を実現した。かかる経過に照らすと、本件株式交換における株式交換比率の交渉過程における手続の公正性が確保されていたと認められる。

b 株式価値算定と株式交換比率との関係

本件株式交換比率は、当社第三者算定機関である三田証券より受領した 2024 年 3 月 19 日付算定書によれば、2024 年 3 月 19 日を基準日とする市場株価法の算定結果及び DCF 法の算定結果の算定レンジの範囲内にあり、かつ、市場株価法との関係ではレンジの中央値を超える水準となっていることが認められる。また、アダストリアの提案書において参照されている公表日前日の過去 1 か月の終値の出来高加重平均値でみると、本件株式交換比率に係る当社株式に付されたプレミアムは、類似事例における過去 1 か月の終値の出来高加重平均値に対するプレミアムの平均値及び中央値には至らないものの、他の類似事例でも見受けられる水準のプレミアムが付されていると考えられる。更に、当社が 2023 年 12 月 14 日に公表した当社の連結子会社である ZETTON, INC. (米国) が米国救済計画法に基づくレストラン活性化基金設立に伴い受給した 820 万ドルに関し、米国中小企業庁から受給資格の正当性について調査を受けていることに起因する偶発債務が顕在化する可能性を否定できないという特殊な事情も考慮すれば、本件株式交換比率は、少数株主にとって不利益なものではないと考えられる。

c 本件株式交換に係るスキームの妥当性

アダストリアが当社を完全子会社化する方法としては、株式交換のほかに、アダストリアが当社の株式を公開買付けすることが考えられるところ、株式交換は、公開買付けと比べ、株式交換によってアダストリアの株式が当社の少数株主に交付され、アダストリア株式を当社の少数株主が保有することになるが、本件株式交換後に想定されている各種施策の実行を通じて期待されるシナジー効果や、シナジー効果の発揮によるアダストリアの事業発展・収益拡大、その結果としてのアダストリア株式の株価上昇・配当を享受する機会を当社の少数株主に対して提供できるという利点がある。

なお、一般に、株式交換については、株式交換によって、アダストリアの株式が当社の少数株主に交付されることから、当社の少数株主は、当社の事業以外のアダストリアの事業に内在するリスクを負わされることになるので、当社とアダストリアのシナジー効果の発揮によるアダストリアの株式の株価上昇や配当を享受することが

必ずしもできるわけではないとの懸念がある。しかし、少数株主がかかるリスクを重視するのであれば、株式交換後にアダストリア株式を市場で売却し、現金化することが可能であるから、それほど大きな懸念事項とはいえない。

したがって、アダストリアが当社を完全子会社化する方法として、公開買付けによらずに株式交換によることが、当社の少数株主にとって不合理なものであるとはいえない。

d 小活

以上を総合的に考慮すると、株式交換比率を含む本件株式交換の条件は公正性が担保されていると考えられる。

(iii) 本件株式交換に係る手続(交渉過程及び意思決定に至る過程を含む。)の公正性

本件株式交換がいわゆる「支配株主による従属会社の買収」として行われるものであり、構造的な利益相反の問題が存在することを踏まえ、本件株式交換に係る手続の公正性の担保、本件株式交換の実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反の回避の観点から、当社が実施した対応は大要以下のとおりである。

a 利害関係を有しない特別委員会の設置

当社取締役会は、2023年12月14日、アダストリアから本件株式交換に係る提案を受け、当社取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保するとともに、当社取締役会において本件株式交換を行う旨の決定をすることが当社の少数株主にとって不利益なものでないことを確認することを目的として、本件拡大特別委員会の設置を決定しており、本件株式交換にかかる取引条件が決定される前に設置したものと評価することができる。この点、本件拡大特別委員会の各委員は、社外取締役2名及び社外有識者2名により構成され、また、その報酬は、本取引の成否にかかわらず支払われる時間単位での報酬か、又は固定報酬及び超過部分は時間単位での報酬のみであり、本件株式交換の成立等を条件とする成功報酬は含まれていないため、アダストリア及び本取引の成否からの独立性はいずれも認められる。更に、本件拡大特別委員会は、交渉について事前に方針を確認し、適時にその状況の報告を受け、重要な局面で意見を述べ、指示や要請を行うこと等により、取引条件に関する交渉過程に実質的に影響を与え得る状況を確保していた。これらの点等に鑑みれば、本件拡大特別委員会は公正性担保措置として有効に機能していたと認められる。

b 外部専門家の専門的助言等の取得

当社取締役会は、意思決定の公正性及び適正性を担保するために、独立したリーガル・アドバイザーである祝田法律事務所から当社に対する法務デュー・ディリジェンスの報告結果やその他法的助言・意見等を取得するとともに、独立性が認められるAGS コンサルティングからアダストリアに対する財務・税務デュー・ディリジェンスの報告結果等を取得し、更に、独立した第三者算定機関である三田証券から、当社株式及びアダストリアの株式価値及び本件株式交換比率に関する資料としての2024年3月19日付算定書を取得している。なお、第三者算定機関である三田証券に対する報酬には、本件株式交換の成立を条件とする追加的な成功報酬が含まれているものの、同種の取引において一般的に行われている慣行であり、支払う報酬の水準は、同種の取引と比較しても一般的な範囲内であることから独立性に影響はないと評価することができる。

c 利益相反を回避するための意思決定プロセス

当社取締役10名のうち、木村治氏はアダストリアの代表取締役社長を、新谷亮氏はアダストリアの執行役員を兼務していることに鑑み、利益相反を回避する観点から、木村治氏、新谷亮氏を除く他の8名の取締役(監査等委員である者を含む。)において審議の上、その全員一致で、本件株式交換を行うことの決議を行うことを想定している。

なお、当社株式の価値評価の基礎となる事業計画の作成については、当社の財務を担当しており、作成過程への関与が必須であった新谷亮氏が加わっているものの、同氏は本件株式交換に関してそれ以上の関与はしておらず、とりわけ、本件株式交換に関する当社の意思決定には関与していない。

以上を総合的に考慮すると、本件株式交換において、公正な手続を通じた当社の少数株主の利益への十分な配慮がなされていると考えられる。

(iv) 上記(i)乃至(iii)を踏まえ、本件株式交換は当社の少数株主にとって不利益でないか

上記(i)から(iii)を総合的に考慮すると、本件株式交換についての決定は当社の少数株主にとって不利益なものでないと考えられる。

(利益相反を回避するための措置)

2024年3月21日開催の当社取締役会では、当社取締役10名のうち、木村治氏はアダストリアの代表取締役社長を、新谷亮氏はアダストリアの執行役員を兼務していることに鑑み、利益相反を回避する観点から、木村治氏、新谷亮氏を除く他の8名の取締役

(監査等委員である者を含みます。)において審議の上、その全員一致で、本件株式交換を行うことの決議を行いました。なお、同じく利益相反を回避する観点から、木村治氏、新谷亮氏は、いずれも本件株式交換に関する協議及び交渉に参加していません。

(4) 株式交換完全親会社となるアダストリアの資本金及び準備金の額の相当性に関する事項(会社法施行規則第184条第3項、会社法第768条第1項第2号イ)

本件株式交換により、アダストリアの資本金及び準備金の額は増加しません。

別紙3

交換対価について参考となるべき事項

(1) アダストリアの定款の内容

株式会社アダストリア
定 款

2022年5月26日 改定

定 款

第1章 総則

第1条 (商号)

当社は、株式会社アダストリアと称し、英文ではAdastria Co., Ltd. と表示する。

第2条 (目的)

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 繊維品、時計、眼鏡、靴、化粧品、香水、医薬品、医薬部外品、鞆、傘、帽子、服飾用アクセサリ、宝石、貴金属、皮製品、室内装飾品、食料品、家具、寝具、タオル、ペット用品、食器、インテリア用品、書籍、文房具、玩具、家庭用電気製品、音響機器、電子メディアを含むソフトウェア、スポーツ用品、車両、植物、台所用品および家庭用雑貨の企画、製造、加工、修理、クリーニング、仕入、販売、輸出入、委託販売、受託販売、コーディネートならびにレンタルおよびリース
 - (2) 酒類の販売および輸出入
 - (3) CD、DVD、ビデオ等の映像および音楽ソフトの企画、制作および販売
 - (4) 映画、コンサート、演劇、スポーツ、イベント等の各種催物チケットの販売
 - (5) 古物売買およびその受託販売
 - (6) 前各号に掲げる商品等の雑誌、テレビ、新聞、インターネット等による通信販売
 - (7) 第1号乃至第5号に掲げる商品の保管、検品、管理および荷造包装業ならびにその受託業務
 - (8) 倉庫業
 - (9) 飲食店および喫茶店の経営ならびにその受託業務
 - (10) 不動産の売買、賃貸借、維持および管理ならびに建物の内外装の企画、設計および監修
 - (11) 広告宣伝に関する企画および製作
 - (12) 出版物の企画およびデザインの監修ならびに出版業
 - (13) 各種ワークショップ、セミナーおよびイベントの企画、運営、管理および実施
 - (14) インターネットを媒体としたコンテンツ配信
 - (15) 知的財産権（著作権、商標権等）の実施、使用、利用許諾、媒介、維持および管理
 - (16) フランチャイズチェーンシステムによる店舗等の経営
 - (17) クレジットカード業
 - (18) 発電事業およびその管理、運営ならびに電気の売買に関する事業
 - (19) 美容施設、文化教養施設、保養所、温泉浴場施設およびサウナ風呂の企画、設計、監修および運営ならびに旅館業
 - (20) 労働者派遣事業、有料職業紹介事業および人材コンサルタント業
 - (21) 前各号に掲げる事業およびその附帯関連事業に関連する調査、立案、企画、運営ならびにコンサルティング
 - (22) 有価証券の運用および保有
 - (23) 前各号に附帯関連する一切の事業
- 2 当社は、前項各号の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む外国会社の株式または持分を保有することにより当該会社の事業活動を支配・管理することができる。

第3条（本店の所在地）

当社は、本店を茨城県水戸市に置く。

第4条（公告方法）

当社の公告方法は、電子公告により行う。但し、事故その他やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法で行う。

第5条（機関）

当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

第2章 株式

第6条（発行可能株式総数）

当社の発行可能株式総数は、150,000千株とする。

第7条（単元株式数）

当社の単元株式数は、100株とする。

第8条（単元未満株式の買増請求）

当社の株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を当社に対し売り渡すことを請求（以下「買増請求」という。）することができる。

- 2 買増請求をすることができる時期、請求の方法等については、取締役会で定める株式取扱規程による。

第9条（単元未満株式についての権利）

当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 前条に定める請求をする権利

第10条（株主名簿管理人）

当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
- 3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

第11条（株式取扱規程）

当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第12条（基準日）

当会社は、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において株主の議決権を行使することができる株主とする。

- 2 前項のほか、必要がある場合には、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。

第3章 株主総会

第13条（招集）

当会社の定時株主総会は、毎年5月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時招集する。

- 2 株主総会は、本店の所在地またはこれに隣接する地のほか、東京都区内においてこれを招集することができる。

第14条（招集権者および議長）

株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議により、代表取締役が招集し議長となる。

- 2 代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに当たる。

第15条（電子提供措置等）

当会社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第16条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第17条（議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権ある他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主または前項の代理人は、株主総会ごとに、その代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

第18条（取締役の員数）

当社の取締役は、12名以内とする。

第19条（取締役の選任）

当社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議により選任する。

- 2 当社の取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

第20条（取締役の任期）

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

第21条（代表取締役）

当社を代表すべき取締役は、取締役会の決議によりこれを定める。

第22条（取締役会の招集権者および議長）

取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、代表取締役が招集し、議長となる。

- 2 代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに当たる。

第23条（取締役会の招集手続）

取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急に招集の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集手続を経ないで取締役会を開催することができる。

第24条（取締役会の決議）

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項にかかわらず、当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第25条（取締役会規程）

取締役会に関する事項については、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第26条（報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議をもってこれを定める。

第27条（取締役の責任免除）

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、業務執行取締役等でない取締役との間に、同法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役および監査役会

第28条（監査役の員数）

当社の監査役は、5名以内とする。

第29条（監査役の選任）

当社の監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

第30条（監査役の任期）

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第31条（監査役会の招集手続）

監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急に招集の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査役全員の同意があるときは、招集手続を経ないで監査役会を開催することができる。

第32条（監査役会規則）

監査役会に関する事項については、法令または本定款のほか、監査役会の定める監査役会規則による。

第33条（報酬等）

監査役の報酬等は、株主総会の決議をもってこれを定める。

第34条（監査役の責任免除）

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 会計監査人

第35条 (会計監査人の選任)

会計監査人は株主総会の決議によって選任する。

第36条 (会計監査人の責任限定契約)

当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、同法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第7章 計算

第37条 (事業年度)

当社の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までの1年とする。

第38条 (剰余金の配当等の決定機関)

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。

第39条 (剰余金の配当の基準日)

当社の期末配当の基準日は、毎年2月末日とする。

- 2 当社の中間配当の基準日は、毎年8月31日とする。
- 3 前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第40条 (除斥期間)

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。

(附則)

定款第15条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。
3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

(2) 交換対価の換価の方法に関する事項

① 交換対価を取引する市場

アダストリアの株式は、東京証券取引所プライム市場において取引されております。

② 交換対価の取引の媒介、取次ぎ又は代理を行う者

アダストリアの株式は、全国の各証券会社等にて取引の媒介、取次ぎ等が行われております。

③ 交換対価の譲渡その他の処分に制限があるときはその内容

本件株式交換に伴い、アダストリアの単元未満株式（100 株未満の株式）を所有することとなる株主の皆様については、取引所金融商品市場において当該単元未満株式を売却することはできません。アダストリアの単元未満株式を所有することとなる株主の皆様は、単元未満株式に係る買取制度（会社法第 192 条第 1 項の規定に基づき、アダストリアの単元未満株式を保有する株主が、アダストリアに対してその保有する単元未満株式を買い取ることを請求することができる制度です。）または買増制度（会社法第 194 条第 1 項及びアダストリアの定款の規定に基づき、アダストリアの単元未満株式を保有する株主が、その保有する単元未満株式の数と併せて 1 単元（100 株）となる数の普通株式をアダストリアから買い増すことを請求することができる制度です。）をご利用いただくことができます。

(3) 交換対価の市場価格に関する事項

本件株式交換の公表日（2024 年 3 月 21 日）の前営業日（2024 年 3 月 19 日）までの 1 ヶ月間、3 ヶ月間、6 ヶ月間の東京証券取引所におけるアダストリア株式の終値の単純平均は、それぞれ 3,606 円、3,486 円、3,393 円です。

なお、日本取引所グループがホームページ (<https://www.jpx.co.jp/>) において開示する株価情報及びチャート表示等により、アダストリアの普通株式の市場価格及びその推移等をご覧いただけます。

(4) 過去 5 年間にその末日が到来した各事業年度に係る貸借対照表の内容

アダストリアは、いずれの事業年度についても金融商品取引法第 24 条第 1 項の規定により有価証券報告書を提出しておりますので、記載を省略いたします。

別紙4 アダストリアの最終事業年度（2023年2月期）に係る事業報告、計算書類、会計
監査報告、監査報告

事業報告

(2022年3月1日から
2023年2月28日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度においては、一時的にオミクロン株による新型コロナウイルス感染症の拡大などがあったものの、年度を通じて行動制限の緩和に伴う人流の回復や消費活動の正常化が徐々に進行し、前年度と比較して事業環境が良い状況が継続したことを背景に、全ての月において全店・既存店ともに前年度を超える売上高となりました。また急激な円安の進行、ロシア・ウクライナ情勢に起因する資源・エネルギー価格の高騰、国際的なインフレなど経済の先行きは依然不透明であるものの、お客様のファッションに関連する消費意欲は底堅く推移しました。

このような情勢の中、当社グループは2022年4月13日に発表した中期経営計画において以下の成長戦略を策定し、実現を目指しております。

成長戦略Ⅰ	マルチブランド、カテゴリー	ブランドの役割に応じたグルーピングによる収益改善と成長の両立
成長戦略Ⅱ	デジタルの顧客接点、サービス	自社ECの成長加速と楽しいコミュニティ化
成長戦略Ⅲ	グローバル	中国大陸でのモデル展開と東南アジア開拓
成長戦略Ⅳ	新規事業	飲食事業確立と新たな魅力の獲得

当連結会計年度の連結業績は、売上高が2,425億52百万円（前年同期比20.3%増）、営業利益が115億15百万円（前年同期比75.4%増）、経常利益が120億26百万円（前年同期比47.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益が75億40百万円（前年同期比53.3%増）となりました。

なお、2022年2月に株式会社ゼットン連結子会社化したことにより、当会計年度より「アパレル・雑貨関連事業」、「その他（飲食事業）」のセグメント別開示へと変更しております。

アパレル・雑貨関連事業の国内売上高につきましては、前期と比較して店舗の営業制限が緩和されたことや、春夏シーズンの天候が良かったことなどの外的要因に加え、外出需要を捉えた商品展開やヒット商品の育成、TVCMやポイント還元等のプロモーションなども奏功し、前年同期比14.5%の増収となりました。

その他事業においては、成長戦略に沿って飲食事業を展開する株式会社ゼットンを連結子会社化したことで、増収となりました。

デジタル戦略では、自社EC「ドットエスティ」の認知度向上を目的としたTVCMなど集客の取組みを実施し、また他社商材の取り扱いなど品揃えの拡充を進めたことで、自社ECの会員数は前期末比190万人増の1,550万人に伸長しました。リアル店舗の復調によりEC売上高の成長率は前期と比較して緩やかになりましたが、前年同期比8.9%増と成長を継続しております。また、EC専門子会社の株式会社BUZZWITが子供服ECの株式会社オープンアンドナチュラルを連結子会社化したことも、EC売上高の伸長に寄与しました。

海外売上高（円換算）につきまして、米国では堅調な消費動向や品質改善による卸売事業の拡大、EC売上高の伸長により53.5%の増収となりました。台湾では、新型コロナウイルス感染症の影響が低下したことや、新規ブランドの展開が奏功し45.6%の増収となりました。香港では、第1四半期は新型コロナウイルス感染症の影響がありましたが、第2四半期以降の回復と新店の出店、政府の電子商品券配布などが寄与し、19.6%の増収となりました。中国大陸では、グローバル戦略に沿って新規出店を進めましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受け、前年同期比では6.3%の増収となりました。海外事業全体では35.6%の増収となり、営業利益でも36.1%の増益となりました。

収益面につきましては、円安や原材料価格上昇の影響は続いたものの、「適時・適価・適量」の商品提供による在庫コントロールと値引き販売の抑制、商品の高付加価値化を図り、また商品価値とのバランスを考慮しながら一部商品の価格見直しを進めました。加えて、株式会社ゼットンの連結子会社化により相対的に売上総利益率の高い飲食事業の比率が上昇したことも、売上総利益率を押し上げました。一方で、2023年1月に発生した当社サーバーへの不正アクセスの影響により、物流システムや自社EC「ドットエスティ」を一時的に停止したことで、冬物在庫を中心に販売機会ロスが発生し、第4四半期の国内アパレル・雑貨関連事業の売上総利益率は前年同期比で低下しました。上記の結果、当連結会計年度の連結売上総利益率は54.7%となり、前年同期比0.4ポイント低下しました。

販売費および一般管理費につきましては、前年度に店舗の休業や営業時間の短縮等に伴って抑制されていた人件費や店舗家賃などが増加しましたが、売上高の回復や事業運営の効率化、収益認識基準の適用により広告宣伝費の一部が売上高から控除される方式に変更となった影響などもあり、販管費率は49.9%と前年同期比1.9ポイント抑制され、営業利益率が改善しました。

営業外損益につきましては、新型コロナウイルス感染症対策に関連した時短協力金等の助成金収入2億31百万円と雇用調整助成金37百万円、さらに為替差益2億91百万円を営業外収益に、韓国事業の撤退に関連したデリバティブ評価損1億6百万円を営業外費用に計上しました。

特別損益につきましては、店舗関連の減損損失等5億92百万円を特別損失に計上しました。

セグメントごとの経営成績は次のとおりです。

① アパレル・雑貨関連事業

上記の状況の結果、売上高は2,329億27百万円、セグメント利益は122億89百万円となりました。

店舗展開につきましては、第1四半期連結会計期間における株式会社オープンアンドナチュラルの連結子会社化による増加7店舗、96店舗の出店（うち、海外25店舗）、91店舗の退店（うち、海外3店舗）の結果、当連結会計年度末における店舗数は、1,435店舗（うち、海外95店舗）となりました。

② その他（飲食事業）

その他（飲食事業）につきましては、売上高は96億65百万円、セグメント損失は2億63百万円となりました。

店舗展開につきましては、前連結会計年度末における株式会社ゼットンの連結子会社化による増加73店舗、4店舗の出店、7店舗の退店の結果、当連結会計年度末における店舗数は、75店舗となりました。

(ブランド・地域別売上高の状況)

当連結会計年度におけるブランド・地域別売上高および構成は以下のとおりです。

ブランド・地域	当 連 結 会 計 年 度		前連結会計年度比 増 減 率 (%)
	売上高(百万円)	構成比(%)	
グ ロー バ ル ワ ー ク	45,597	18.8	20.7
ニ コ ア ン ド	29,825	12.3	9.5
ロ ー リ ー ズ フ ァ ー ム	21,369	8.8	4.9
ス タ デ ィ オ ク リ ッ プ	20,325	8.4	7.1
レ プ シ ャ ム	12,414	5.1	5.3
ジ ー ナ シ ス	11,209	4.6	6.5
ベ イ フ ロ ー	10,180	4.2	11.6
ラ コ レ	7,934	3.3	63.8
そ の 他	34,813	14.3	13.1
当 社 計	193,671	79.8	13.0
株式会社BUZZWIT (注3)	10,369	4.3	50.6
株式会社エレメントルール	11,068	4.6	12.6
そ の 他 連 結 子 会 社	280	0.1	282.6
国 内 合 計	215,390	88.8	14.5
香 港	3,372	1.4	19.6
中 国 大 陸	2,505	1.0	6.3
台 湾	4,435	1.8	45.6
米 国	7,222	3.0	53.5
海 外 合 計	17,535	7.2	35.6
アパレル・雑貨関連事業合計	232,925	96.0	15.8
株式会社ゼットン (注4)	9,036	3.7	—
株式会社ADASTRIA eat Creations	590	0.3	23.5
そ の 他 (飲 食 事 業) 合 計	9,626	4.0	1,913.4
グ ル ー プ 合 計	242,552	100.0	20.3

(注) 1. 店舗を運営管理しているブランド営業部・地域別に集計しております。

2. 上記の金額は外部顧客に対するもので、連結会社相互間の内部売上高は含まれておりません。

3. 株式会社BUZZWITの売上高は、同社の連結子会社である株式会社オープンアンドナチュラルを含めて集計しております。

4. 株式会社ゼットンの売上高は、同社の連結子会社であるZETTON, INC.を含めて集計しております。

(商品部門別売上高の状況)

当連結会計年度における商品部門別売上高および構成は以下のとおりです。

商品部門	当連結会計年度		前連結会計年度比 増減率 (%)
	売上高(百万円)	構成比(%)	
メンズ (ボトムス・トップス)	37,899	15.6	22.9
レディース (ボトムス・トップス)	148,319	61.2	15.4
雑貨・その他	56,332	23.2	33.6
合計	242,552	100.0	20.3

(注) 1. 雑貨・その他は、ポイント引当金繰入額等が含まれております。

2. 上記の金額は外部顧客に対するもので、連結会社相互間の内部売上高は含まれておりません。

(店舗出退店等の状況)

当連結会計年度におけるブランド・地域別の出退店等の状況は以下のとおりです。

ブランド・地域	前連結会計 年度末	店舗数					当連結会計 年度末
		増加 (注3)	出店	変更	退店	増減	
グローバルワーク	206	—	4	—	△5	△1	205
ニコアンド	144	—	4	—	△7	△3	141
ローリーズファーム	136	—	2	—	△9	△7	129
スタディオクリップ	184	—	2	—	△12	△10	174
レプシイム	120	—	1	—	△7	△6	114
ジーナシス	73	—	3	—	△5	△2	71
ベイフロア	60	—	2	—	△1	1	61
ラコレ	47	—	18	—	△2	16	63
その他	275	—	16	—	△27	△11	264
当社	1,245	—	52	—	△75	△23	1,222
株式会社BUZZWIT (注4)	18	7	6	—	△2	11	29
株式会社エレメントルール	84	—	8	—	△11	△3	81
その他連結子会社	3	—	5	—	—	5	8
国内合計	1,350	7	71	—	△88	△10	1,340
香港	14	—	7	—	—	7	21
中国大陸	6	—	7	—	—	7	13
台湾	43	—	11	—	△2	9	52
米国	10	—	—	—	△1	△1	9
海外合計	73	—	25	—	△3	22	95
アパレル・雑貨関連事業合計	1,423	7	96	—	△91	12	1,435
株式会社ゼットン (注5)	—	73	4	—	△5	72	72
株式会社ADASTRIA eat Creations	5	—	—	—	△2	△2	3
その他 (飲食事業) 合計	5	73	4	—	△7	70	75
グループ合計	1,428	80	100	—	△98	82	1,510

(注) 1. 店舗を運営管理しているブランド営業部・地域別に集計しております。

2. 店舗数は、他社WEBストア、自社WEBストアを含めて集計しております。

3. 株式会社ゼットンの前連結会計年度末における連結子会社化および株式会社オープンアンドナチュラルの第1四半期連結会計期間における連結子会社化に伴う増加店舗数を記載しております。

4. 株式会社BUZZWITの店舗数は、同社の連結子会社である株式会社オープンアンドナチュラルを含めて集計しております。

5. 株式会社ゼットンの店舗数は、同社の連結子会社であるZETTON, INC.を含めて集計しております。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の主な設備投資は、国内59店舗、海外17店舗の新規出店（WEBストアを除く。）および茨城西物流センターにおける新機器の導入等であります。

これらの結果、当連結会計年度に実施した設備投資の総額は78億75百万円（敷金および保証金を含み、金額には消費税等を含んでおりません。）となりました。

(3) 資金調達の状況

運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と当座貸越契約およびコミットメントライン契約を締結しております。当連結会計年度末における当座貸越契約およびコミットメントライン契約に係る借入未実行残高等は次のとおりです。

当座貸越契約およびコミットメントライン契約の総額	80,000百万円
借入実行残高	—
差引額	80,000百万円

(4) 重要な組織再編等の状況

当社の完全子会社である株式会社BUZZWITは、2022年3月31日付で、株式会社オープンアンドナチュラルの全株式を取得し、同社を完全子会社といたしました。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第70期 (2020年2月期)	第71期 (2021年2月期)	第72期 (2022年2月期)	第73期 (2023年2月期) (当連結会計年度)
売上高(百万円)	222,376	183,870	201,582	242,552
経常利益(百万円)	12,843	2,981	8,166	12,026
親会社株主に帰属する当期純利益 または親会社株主に帰属する 当期純損失(△)(百万円)	6,363	△693	4,917	7,540
1株当たり当期純利益または 1株当たり当期純損失(△)(注1)	135円08銭	△14円88銭	108円72銭	166円37銭
総資産(百万円)	97,924	95,449	97,957	111,392
純資産(百万円)	57,041	50,701	54,963	60,762
1株当たり純資産(注2)	1,210円55銭	1,122円71銭	1,192円62銭	1,309円96銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益または1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式数（自己株式数を控除した株式数）に基づいて算出しております。なお、自己株式数については、「役員報酬BIP信託」および「株式付与ESOP信託」にかかる信託口が所有する当社株式を含めて算出しております。
2. 1株当たり純資産は、期末発行済株式数（自己株式数を控除した株式数）に基づいて算出しております。なお、自己株式数については、「役員報酬BIP信託」および「株式付与ESOP信託」にかかる信託口が所有する当社株式を含めて算出しております。

(6) 対処すべき課題

世界および日本経済は、新型コロナウイルス感染症の影響から徐々に回復し、平常を取り戻しつつあります。一方で、原材料およびエネルギー価格の上昇、物価や金利の上昇、為替の変動、地政学リスクの増大など事業環境の不透明性は継続しています。また、経済活動の正常化とともに個人消費回復が実現しても、リモートワークの浸透などライフスタイルや顧客の嗜好の変化は不可逆的なものであり、インバウンド需要を含め、従前と同様の消費行動は戻らないとの前提に立つ必要があります。その中であって、ウェルネス市場の拡大や生活雑貨類の需要増加、アウトドア人気の高まり、ビジネスシーンにおける服装のカジュアル化、EC市場の伸長継続など、当社に追い風となりうる変化もあり、新たに生まれた需要を確実に取り込むべく、2026年2月期を最終年度とする中期経営計画を策定しました。対処すべき課題、具体的な成長戦略の内容は以下のとおりです。

① ライフスタイルや価値観、人口構成の変化に対応したマルチブランドプラットフォームの進化

中長期的には、国内では少子高齢化や可処分所得の減少により、アパレル市場の緩やかな縮小が構造的に続くと予想されております。一方で、健康寿命の伸びによって増えるアクティブシニアや在宅時間の伸長による生活雑貨のニーズなど、ライフスタイルの多様化がもたらす新たな需要もあり、これらを素早く確実にとらえることが求められます。このような市場の変化に対応するため、多数の独自ブランドを擁する当社のマルチブランドポートフォリオを、大型ブランド化を志向し独自路線を確立する「独立型ブランド」、新たな市場や顧客の開拓を進めスピード感ある拡大を目指す「成長型ブランド」、顧客との関係性を深化しながら運営の効率化を目指す「収益型ブランド」に分類し、それぞれのステージに合わせた投資戦略や事業戦略を採ることで、規模拡大と収益向上の両立を図ります。また、様々なライフステージに合った新ブランドや新カテゴリー開発を、積極的に進めています。多数のブランドを運営しながらも、バリューチェーンを共通化することで品質向上やコスト抑制を進め、お客様に値ごろな価格の価値ある商品を提供します。

② デジタル時代に対応したビジネスの成長加速

近年、デジタル技術が生活に浸透したことにより、EC市場が大きく伸長しただけでなく、新たな顧客体験や従来の領域にとらわれないサービスが生まれています。この拡大するデジタル分野で成長を加速するため、リアル店舗とWEB双方でシームレスなサービス・体験を提供するとともに、店舗運営や商品企画、PR、物流など、あらゆる面でデジタル技術を活用した価値創造・生産性向上を進めていくことが必要です。デジタル戦略では、自社ECの認知度や機能向上に継続的に投資するとともに、取り扱いカテゴリーの拡充やスタッフとお客様の関係性強化により、購買客数と購買回数の増加を目指します。当社は1,500万人以上の顧客会員を有しているほか、グループの約1,400店舗を通じて、日々多くのお客様と接しています。この貴重な資産とデジタル技術を融合させて新たな顧客接点を創造し、自社ECサイト上でお客様向けにスタイリング提案を行うSTAFF BOARDの拡充や、オムニチャネルサービス、自社ECや物流の機能強化によりお客様の体験や利便性を一層向上させ、デジタル時代に対応したビジネス構造へと進化していきます。

デジタルの重要性が高まる一方で、ITセキュリティの重要性も増しています。お客様の情報を守り、信頼されるサービスであるために、ITセキュリティの分野にも、十分な投資を継続します。

③ 海外事業への投資拡大

国内アパレル市場が緩やかな縮小傾向にある一方、海外アパレル市場は人口の増加や新興国の所得水準向上を背景に、拡大が続く見通しです。当社はこれまで日本国内の消費拡大と、商業施設の増加の波に乗り成長してきましたが、今後は成長市場であるアジアへの展開が不可欠であると考えています。2019年12月にオープンしたニコアンド上海旗艦店を皮切りに、地域ごとに異なる嗜好や生活文化を持つお客様を理解し、商品開発、MD構成、店頭表現などあらゆる面で現地のお客様のより豊かで楽しい生活に貢献する「グローバル」戦略を展開しております。2022年は、新型コロナウイルスの影響により中国大陸での事業は厳しい状況が続きましたが、経済正常化後を見据えた新規出店、他地域への事業拡大や、それを支える現地機能の整備、さらなる発展が期待される東南アジア市場の開拓などを進めてきました。今後も、海外での事業成長を加速させていきます。

④ 新規領域における事業確立

ファッションの重要性は、近年アパレルだけでなく住まいや食、旅やスポーツなど、生活の様々な場面に広がり、ライフスタイルという一つの大きな市場になりつつあります。当社では株式会社ゼットンの連結子会社化による飲食事業の確立をはじめとして、既存の業界や業態の壁を越えた新たな成長領域の育成を進めています。今後も外部の有力企業やブランド、インフルエンサーと積極的に協業し、スピード感をもって事業開発を進め、将来の成長ドライバーとなる事業の育成を目指します。

⑤ サステナブル経営の推進

アパレル産業については、大量生産による商品の過剰供給や、原料の生産過程での土壌汚染、生産工程での水質汚染などの環境負荷が指摘され、産業全体の課題となっています。またサプライチェーンにおける人権の尊重や従業員の働き方など、社会との関係においても対応すべき課題があります。当社では、「ファッションのワクワクを、未来まで。」をサステナビリティポリシーに掲げ、「環境を守る」「人を輝かせる」「地域と成長する」の3つの重点テーマを定めています。環境負荷低減に向けては、廃棄在庫の圧縮や生産過程での環境負荷低減、サステナブル素材を使用した商品開発を進めている他、ショッピングバッグの使用量を削減する「REBAG PROJECT」や衣料品回収プロジェクト「Play Cycle!」など、お客様とともに取り組む活動を実施しています。環境負荷の可視化にも取り組み、事業のCO2排出量を算定し、TCFD提言に沿った情報開示を行いました。また人権の尊重や労働環境の整備、環境への配慮などを明記した調達方針と調達ガイドラインを定めており、取引先工場のモニタリングなどを通じてともに成長しあえるパートナーシップ関係の構築を目指しています。従業員が生き生きと長く働いていける環境づくりのために、ダイバーシティの推進や働き方の変革にも取り組んでいます。当社はこれらの取り組みをさらに推進することによって、ステークホルダーの

皆様との関係を良好な状態で維持し、当社のミッションである「Play fashion!」と継続的な価値の創出を実現してまいります。

(7) **重要な親会社および子会社の状況**

- ① 親会社の状況 該当事項はありません。
② 重要な子会社の状況 (2023年2月28日現在)

会 社 名	資 本 金	出資比率 (注1)	主 な 事 業 内 容
株式会社BUZZWIT	10百万円	100.0%	衣 料 品 等 販 売
株式会社エレメントルール	10百万円	100.0%	衣 料 品 等 販 売
株式会社ゼットン	90百万円	51.0%	飲 食 店 舗 運 営
株式会社アダストリア・ロジスティクス	10百万円	100.0%	物 流 お よ び 荷 造 包 装 業
Adastria Asia Co., Ltd.	290百万香港ドル	100.0%	香 港 に お け る 衣 料 品 等 販 売
愛徳利亜(上海)商貿有限公司	1,800百万円	100.0%	中 国 大 陸 に お け る 衣 料 品 等 販 売
你可安(上海)商貿有限公司	208百万香港ドル	100.0%	中 国 大 陸 に お け る 衣 料 品 等 販 売
愛徳利亞台灣股份有限公司	10百万台湾ドル	100.0%	台 湾 に お け る 衣 料 品 等 販 売
Adastria USA, Inc.	43百万米ドル	100.0%	米 国 現 地 法 人 統 括
Velvet, LLC	17百万米ドル	100.0% (100.0%)	米 国 に お け る 衣 料 品 等 販 売
Adastria (Thailand) Co., Ltd. (注2)	100百万バーツ	100.0% (0.0%)	タイに お け る 衣 料 品 等 販 売

(注) 1. 出資比率の()内は、間接所有割合を内数で示しているものであります。

2. 当社は、2023年1月3日にAdastria (Thailand) Co., Ltd.を設立し連結子会社としております。

(8) **主要な事業内容** (2023年2月28日現在)

当社グループは、紳士服・婦人服等の衣料品ならびに雑貨その他商品の企画、製造および販売を主な事業としております。

(9) 主要な事業所 (2023年2月28日現在)

- ① 当社の主要な事業所 本店：茨城県水戸市 本部：東京都渋谷区
② 子会社の主要な事業所

会 社 名	主要な事業所	所 在 地
株式会社BUZZWIT	本部	東京都港区
株式会社エレメントルール	本部および62店舗	東京都港区
株式会社ゼットン (注)	本部および72店舗	東京都渋谷区
株式会社アダストリア・ロジスティクス	本部および物流センター6拠点	東京都渋谷区
Adastria Asia Co., Ltd.	本部および16店舗	香港
愛徳利亜(上海)商貿有限公司	本部および10店舗	中国
你可安(上海)商貿有限公司	本部および1店舗	中国
愛徳利亜台灣股份有限公司	本部および42店舗	台湾
Adastria USA, Inc.	本部	米国
Velvet, LLC	本部および8店舗	米国
Adastria (Thailand) Co., Ltd.	本部	タイ

(注) 株式会社ゼットンの店舗数は、同社の連結子会社であるZETTON, INC.を含めて集計しております。

(10) **従業員の状況** (2023年2月28日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業部門	従業員数	前連結会計年度末比増減
アパレル・雑貨関連事業	5,880名	150名増
その他（飲食事業）	476名	10名増
合計	6,356名	160名増

(注) 1. 従業員数は就業人員であります。

2. 上記従業員のほかに、臨時従業員が6,061名（1日8時間換算した年間平均人数）おります。

3. アパレル・雑貨関連事業として記載している従業員は、当社、株式会社BUZZWIT、株式会社エレクトロニクス、株式会社ADOORLINK、株式会社Gate Win、株式会社アダストリア・ロジスティクス、株式会社アダストリア・ゼネラルサポートおよび当社の海外子会社の従業員であります。

4. その他（飲食事業）として記載している従業員は、株式会社ADASTRIA eat Creations、株式会社ゼットンおよびZETTON, INC.の従業員であります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
4,520名	42名増	32.9歳	8.1年

(11) **主要な借入先の状況** (2023年2月28日現在)

該当事項はありません。

(12) **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

2 会社の株式に関する事項（2023年2月28日現在）

- (1) 発行可能株式総数 150,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 48,800,000株（自己株式3,147,779株を含む。）
- (3) 株主数 52,917名
- (4) 大株主の状況（自己株式を除く上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株式会社フクゾウ	17,132,486株	37.5%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3,998,300株	8.8%
豊島株式会社	2,000,000株	4.4%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,467,900株	3.2%
福田 三千男	1,059,040株	2.3%
J. P. MORGAN SECURITIES PLC FOR AND ON BEHALF OF ITS CLIENTS JPMSP RE CLIENT ASSETS-SETT ACCT	688,800株	1.5%
アダストリア従業員持株会	657,613株	1.4%
SMB C日興証券株式会社	506,200株	1.1%
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	443,688株	1.0%
モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社	440,551株	1.0%

(注) 持株比率は自己株式（3,147,779株）を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

当事業年度中に、当社の取締役（社外取締役を除く。）5名に対し、株式報酬として当社普通株式62,247株を交付しました。

(注) 上記株式のうち31,647株は、株式交付信託内で換価され、その換価処分金相当額が金銭として交付されております。

(6) その他株式に関する重要な事項

- ① 当社は、2016年5月26日開催の第66回定時株主総会、2020年5月28日開催の第70回定時株主総会および2022年5月26日開催の第72回定時株主総会の決議に基づき、当社取締役（社外取締役および国内非居住者を除く。）を対象に、これまで以上に当社の中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的として、業績連動型株式報酬制度「役員報酬BIP信託」を導入しております。当事業年度末における役員報酬BIP信託にかかる信託口が所有する当社株式は、91,746株です。
- ② 当社は、2016年4月4日開催の取締役会の決議に基づき、当社執行役員（取締役兼務執行役員を除く。）および経営幹部社員を対象に、これまで以上に当社の中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的として、インセンティブプラン「株式付与ESOP信託」を導入しております。当事業年度末における株式付与ESOP信託にかかる信託口が所有する当社株式は、209,866株です。

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況（2023年2月28日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 会 長	福 田 三 千 男	株式会社BUZZWIT取締役会長 株式会社エレメントルール取締役会長
代 表 取 締 役 社 長	木 村 治	株式会社エレメントルール取締役副社長 株式会社ゼットン取締役 久恩玖貿易(上海)有限公司董事
常 務 取 締 役	金 銅 雅 之	Adastria Asia Co., Ltd.董事 愛德利亜(上海)商貿有限公司董事 你可安(上海)商貿有限公司董事 愛德利亞台灣股份有限公司董事長 Adastria (Thailand) Co., Ltd. Director
常 務 取 締 役	北 村 嘉 輝	Adastria Asia Co., Ltd.董事 愛德利亜(上海)商貿有限公司董事 你可安(上海)商貿有限公司董事 愛德利亞台灣股份有限公司董事 賽愛思國際物流(上海)有限公司董事 Velvet, LLCマネジメントボードChairman Adastria (Thailand) Co., Ltd. Director
取 締 役	福 田 泰 生	株式会社アダストリア・ゼネラルサポート取締役 株式会社ADOORLINK代表取締役 Velvet, LLCマネジメントボード
取 締 役	阿 久 津 聡	一橋大学大学院経営管理研究科教授 株式会社ヤクルト本社社外取締役
取 締 役	堀 江 裕 美	Haruka株式会社代表取締役 カンロ株式会社社外取締役
取 締 役	水 留 浩 一	株式会社FOOD & LIFE COMPANIES代表取締役社長CEO
取 締 役	松 岡 竜 大	株式会社ライズ・コンサルティング・グループ常務執行役員
取 締 役	西 山 和 良	SREホールディングス株式会社代表取締役 社長 兼 CEO
常 勤 監 査 役	松 田 毅	—
監 査 役	海 老 原 和 彦	—

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
監 査 役	葉 山 良 子	葉山良子公認会計士事務所代表 スギホールディングス株式会社社外取締役 株式会社ゼンショーホールディングス社外取締役
監 査 役	前 川 渡	前川・伊藤法律事務所代表 京葉瓦斯株式会社社外取締役

- (注) 1. 取締役阿久津聡氏、取締役堀江裕美氏、取締役水留浩一氏、取締役松岡竜大氏および取締役西山和良氏は、社外取締役（独立役員）であります。
2. 監査役海老原和彦氏、監査役葉山良子氏および監査役前川渡氏は、社外監査役（独立役員）であります。
3. 常勤監査役松田毅氏、監査役海老原和彦氏および監査役葉山良子氏は、以下のとおり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・常勤監査役松田毅氏は、金融機関における長年の経験に加え、当社経理部長をはじめ取締役常務執行役員として財務、経理等を担当し、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 - ・監査役海老原和彦氏は、投資銀行業務を行う会社における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 - ・監査役葉山良子氏は、公認会計士の資格を有していることに加え、監査法人における監査実務の経験を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 倉重英樹氏、松井忠三氏の両氏は、2022年5月26日をもって取締役を退任いたしました。
5. 松村眞理子氏は、2022年5月26日をもって監査役を辞任いたしました。
6. 代表取締役社長木村治氏は、2022年5月26日をもって代表取締役社長に就任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各監査役は、会社法第427条第1項および定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社（一部の子会社を含む。）の全ての取締役および監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を填補することとしております。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等については填補の対象としないこととしております。

(4) 取締役および監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2022年2月15日、および同年4月20日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方針および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された個々の決定方針と整合していることや、指名・報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は以下のとおりです。

イ. 基本方針

- ・短期および中長期の業績との連動ならびに企業価値創造の対価としての報酬体系とする。
- ・優秀な経営人材を確保し、持続的な発展に資する報酬内容とする。
- ・報酬水準は同業他社、他業種同規模他社や経済・社会情勢を踏まえたとえでの適正性を重視した報酬内容とする。

ロ. 報酬構成ならびに取締役の報酬等の内容および個人別の報酬等の決定に関する事項

取締役の報酬は、基本的枠組みとして基本報酬、業績連動報酬、業績連動型株式報酬により構成する。

なお、社外取締役の報酬については、その役割および独立性の観点から、固定報酬である基本報酬のみとする。

取締役の報酬は、当社を取り巻く経営環境を踏まえながら、企業価値の向上に向けたインセンティブとなるよう、同業他社や同規模企業の報酬水準をベンチマークとして調査分析を

定期的に行い、役員報酬に関する基本方針に基づき報酬水準ならびに社外取締役を除く取締役の報酬構成割合を決定する。なお、基本報酬と業績連動報酬の割合については、全ての役位において同じ割合とする。

取締役の報酬等の内容および個人別の額等の決定については、株主総会において決議された金額の範囲内で、任意の委員会である指名・報酬諮問委員会において審議のうえ、取締役会において決定する。

- ハ. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

基本報酬は役責に応じて支給額を決定し、毎月一定額を支給する。

- 二. 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

(イ) 業績連動報酬

取締役（社外取締役を除く。）に対し、役位および業績達成度に応じて、基準額の0%～200%の範囲で支給額を決定する。

業績評価の指標は、主に短期の業績との連動および企業価値創造を目指す基本方針に基づき、評価対象事業年度の売上高および営業利益ならびに売上高の昨対比を採用し、同年の一定の月に一括支給する。

(ロ) 業績連動型株式報酬（非金銭報酬等）

取締役（社外取締役を除く。）に対し、役位および業績達成度に応じて、基準交付株式数の0%～200%の範囲で交付予定株式のポイント数を決定する。

業績評価の指標は、短期および中長期の業績との連動ならびに企業価値創造を目指す基本方針に基づき、評価対象事業年度の売上高の昨対比ならびに営業利益および営業利益率を採用する。

評価対象事業年度の2月末日時点におけるポイントを計算し、同年の一定の時期に付与する。

各評価事業年度の開始から1年経過後、所定の受益者要件を満たす取締役に対して、ポイントの一定割合に相当する株式の交付を行い、残りのポイントに相当する株式については、信託契約の定めに従い、信託内で換価した上で換価処分金相当額の金銭を給付する。

また、会社株式の交付を受けた時から2年間の売却制限期間を設ける。

ホ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する重要な事項

業績連動型株式報酬に関しては、対象取締役に法令および役員規程に定める遵守事項および義務に違反する行為等が発生した場合、当該取締役に對し、交付した株式等相当の金銭の返還請求ならびに業績連動型株式報酬制度における交付予定株式の受益権の没収ができるものとする。

② 取締役および監査役の報酬の総額等

区 分	取 締 役		監 査 役		計	
	支給人員	報酬等の額	支給人員	報酬等の額	支給人員	報酬等の額
基本報酬	12名	279百万円	5名	48百万円	17名	327百万円
業績連動報酬	5名	95百万円	—	—	5名	95百万円
業績連動型株式報酬	5名	175百万円	—	—	5名	175百万円
計	—	549百万円	—	48百万円	—	597百万円

(注) 1. 上表には、2022年5月26日開催の第72回定時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役2名および社外監査役1名を含んでおります。

2. 取締役の報酬限度額は以下のとおりであります。

(1) 2020年5月28日開催の第70回定時株主総会において、年額560百万円以内（うち、社外取締役の報酬等の額は、年額70百万円以内。ただし、使用人分給与は含まないものとする。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、9名（うち、社外取締役4名）であります。

(2) 2016年5月26日開催の第66回定時株主総会、2020年5月28日開催の第70回定時株主総会および2022年5月26日開催の第72回定時株主総会において、上記（1）の報酬とは別枠で、当社が拠出する取締役の報酬額（上限732百万円）を原資として当社株式が信託を通じて取得され、連続する3事業年度（2021年2月末日で終了する事業年度から2023年2月末日で終了する事業年度までの3事業年度とし、対象期間の延長が行われた場合には、以降の各3事業年度とする。）における役位および業績達成度に応じて、当該信託を通じて当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭の交付および給付を行う株式報酬制度である「役員報酬BIP信託」の導入（社外取締役は付与対象外）を決議いただいております。第72回定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は、5名であります。

3. 監査役の報酬限度額は、2020年5月28日開催の第70回定時株主総会において、年額70百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名であります。

4. 取締役の業績連動報酬および業績連動型株式報酬に係る業績評価指標およびこれを選択した理由ならびに算定方法は、「① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」に記載のとおりであります。
5. 取締役の業績連動型株式報酬の金額は、当事業年度に計上した「役員報酬BIP信託」にかかる役員株式給付引当金繰入額および役員株式給付引当金戻入額を含んでおります。
6. 当事業年度における業績評価指標の実績は以下のとおりであります。なお、当連結会計年度において、国内連結子会社6社の決算日を1月31日から2月末日に変更したため、当該子会社の当連結会計年度における会計期間は13ヶ月となっておりますが、下表の2023年2月期実績においては、当該子会社の2022年2月から2023年1月までの12ヶ月の業績を反映しております。

連結売上高昨対比	連結売上高	連結営業利益	連結営業利益率
119.7%	241,203百万円	11,753百万円	4.9%

(5) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職状況および当社と当該他の法人等との関係

取締役阿久津聡氏は、一橋大学大学院経営管理研究科教授および株式会社ヤクルト本社社外取締役を兼務しております。

取締役堀江裕美氏は、Haruka株式会社代表取締役およびカンロ株式会社社外取締役を兼務しております。

取締役水留浩一氏は、株式会社FOOD & LIFE COMPANIES代表取締役社長CEOを兼務しております。

取締役松岡竜大氏は、株式会社ライズ・コンサルティング・グループ常務執行役員を兼務しております。

取締役西山和良氏は、SREホールディングス株式会社代表取締役社長兼CEOを兼務しております。

監査役葉山良子氏は、葉山良子公認会計士事務所代表、スギホールディングス株式会社社外取締役、株式会社ゼンショーホールディングス社外取締役を兼務しております。

監査役前川渡氏は、前川・伊藤法律事務所代表および京葉瓦斯株式会社社外取締役を兼務しております。

各氏の各兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

・取締役会および監査役会への出席状況

	取締役会（15回開催）		監査役会（15回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 阿久津 聡	15回	100%	—	—
取締役 堀江 裕美	15回	100%	—	—
取締役 水留 浩一	10回	90.9%	—	—
取締役 松岡 竜大	11回	100%	—	—
取締役 西山 和良	11回	100%	—	—
監査役 海老原和彦	15回	100%	15回	100%
監査役 葉山 良子	15回	100%	15回	100%
監査役 前川 渡	11回	100%	10回	100%

- (注) 1. 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および定款第24条第2項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が7回ありました。
2. 取締役水留浩一氏、取締役松岡竜大氏および取締役西山和良氏は、2022年5月26日開催の第72回定時株主総会において選任されたため、取締役会の開催回数が他の社外取締役と異なります。なお、同氏らの就任後の取締役会の開催回数は11回であります。
3. 監査役前川渡氏は、2022年5月26日開催の第72回定時株主総会において選任されたため、取締役会および監査役会の開催回数が他の社外監査役と異なります。なお、同氏の就任後の取締役会の開催回数は11回、監査役会の開催回数は10回であります。

・取締役会および監査役会における発言状況ならびに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

取締役阿久津聡氏は、事業展開戦略を中心に、マーケティングの専門家としての数多くの経験に基づき取締役会その他各種委員会等で適宜発言をしており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

取締役堀江裕美氏は、大手企業（小売業・飲食業）の広報・マーケティング部門の責任者として培ってきた経験や見識に基づき、主に広報・マーケティング等の見地から取締役会その他各種委員会等で適宜発言をしており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

取締役水留浩一氏は、グローバル・コンサルティングファームにおける企業変革の経験に加え、各種企業の経営者を歴任する中で培ってきた豊富な経験や見識に基づき、主にグローバルかつ多業種における経営者の見地から取締役会その他各種委員会等で適宜発言をしており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

取締役松岡竜大氏は、大手企業（ITコンサルティング業）において、IT・デジタルの専門性を軸としたサービス統括責任者および情報セキュリティ部門の責任者として数多くの実績に基づき、主にIT・デジタルおよび情報セキュリティの専門家の見地から取締役会その他各種委員会等で適宜発言をしており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

取締役西山和良氏は、大手企業（IT業・不動産業）の創業者・経営者として培ってきた経験や見識に基づき、主にITおよび当社事業外領域の創業者・経営者の見地から取締役会その他各種委員会等で適宜発言をしており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

監査役海老原和彦氏は、取締役会および監査役会において、主に財務・会計等の見地から発言し意見を述べるとともに、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

監査役葉山良子氏は、取締役会および監査役会において、主に公認会計士として財務・会計等の見地から発言し意見を述べるとともに、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

監査役前川渡氏は、取締役会および監査役会において、主に弁護士としてコンプライアンス経営等の見地から発言し意見を述べるとともに、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

③ 社外役員の報酬等の総額

区 分	社外取締役		社外監査役		計	
	支給人員	報酬等の額	支給人員	報酬等の額	支給人員	報酬等の額
基本報酬	7名	57百万円	4名	26百万円	11名	83百万円

(注) 上表には、2022年5月26日開催の第72回定時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役2名および社外監査役1名を含んでおります。

4 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度にかかる当社が支払うべき会計監査人の報酬等の額	80百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	105百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約におきましては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないことから、当事業年度にかかる当社が支払うべき会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をしました。
3. 当社の子会社の一部は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社および子会社は、有限責任監査法人トーマツに対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である会計に関する調査業務等についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会はこれを株主総会に提出します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告します。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会計監査人との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨の規定を定款第36条に定めておりますが、責任限定契約は締結しておりません。

5 剰余金の配当等の決定に関する方針

利益配分につきましては、お客様、株主の皆様、お取引先や従業員の満足の総合的な最大化を目指し、魅力あるブランドの開発、デジタル化推進、グローバル事業の拡大等に必要な投資を行い、長期的な企業価値（株主価値）の向上並びに経営基盤の強化を図ります。株主の皆様への還元として、配当は連結配当性向30%※を基本方針に実施します。

これらの投資と利益配分を実施した上で、さらに長期にわたり留保された余剰資金については、機動的に株主の皆さまに還元してまいります。また、自己株式の取得につきましては、株価の動向や財務状況等を考慮しながら適切且つ機動的に対応していく方針です。

当期の期末配当金につきましては、配当の安定性、投資と還元のバランスを考慮して決定しました。また、2022年12月29日付で通期業績予想における当期純利益を上方修正したことに伴い、期末配当予想を当初の30円から35円に引き上げております。期末配当は、修正公表予想のとおり35円とし、その結果当期の年間配当は、前年実績を5円上回る60円となります。

なお、2024年2月期の年間配当金額は1株あたり65円を予定しています。またこれを、2026年2月期を最終年度とする中期経営計画期間における下限額として設定し、中期経営計画に沿って売上・利益成長を実現することで、これを上回る配当の実現を目指してまいります。

※2023年2月期までのれん償却前当期純利益を基準としておりましたが、PPAなどによりのれん償却を考慮する重要性が低下したため、当期純利益を基準とします。

この事業報告は、注記のない限り、次により記載しております。

1. 記載の金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. 比率は、小数点以下第2位を四捨五入して表示しております。

業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において、会社法第362条第4項第6号ならびに同施行規則第100条第1項および同第3項に定める体制の整備に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を以下のとおり決議しております。

- ① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 当社グループ各社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合し、かつ企業倫理を遵守し社会的責任を果たすため、グループ倫理規準を定め、その周知徹底を図ります。
 - ロ. コンプライアンス委員会を設置し、法令、定款、各種社内ルールおよび当社グループの企業倫理の遵守に関する重要方針を審議、立案および推進します。
 - ハ. 当社グループ各社における法令、ルール違反や不正行為が発生し、または発生する恐れがあることを知った取締役および使用人は、担当責任者へ報告します。
 - ニ. 当社グループ各社の取締役は、毎事業年度の終了後、業務執行が法令に違反していない旨、ならびに善管注意義務および忠実義務を果たした旨の取締役業務執行確認書に署名捺印のうえ監査役会または監査役に提出すると共に、次事業年度の業務執行の指針とします。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - イ. 取締役会における決議事項および報告事項に関する情報については、法令に従い取締役会議事録を作成し、適切に保存、管理します。
 - ロ. 職務執行に係る重要な情報については、文書管理規程を定め、これに従い適切に保存、管理します。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

危機管理規程を定め、当社グループ各社に損失の危険が発生し、または発生する可能性がある場合はそれに従い速やかに対処するとともに、災害やシステム障害等の組織横断的な緊急事態が発生した場合にも適切に対処します。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - イ. 当社グループ各社の経営計画および予算を定め、当社グループとして達成すべき目標を明確化し、当社グループの業務が効率的に遂行されるよう推進、管理します。

ロ. 当社グループ各社は、重要な事項について、取締役会等を通じて随時決定します。また、必要に応じ各種規程およびマニュアルを整備し、迅速かつ適切な意思決定を行います。

⑤ 財務報告の適正性を確保するための体制

当社グループ各社の財務報告が、法令等に従って適正に行われるための体制（財務報告に係る内部統制）を構築し、運用します。

⑥ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

イ. 当社グループの企業価値の最大化のため、当社グループ全体の視点から業務の適正を確保するための体制を整備します。

ロ. 当社グループの業務の適正を確保するため関係会社管理規程を定め、グループ内の子会社の指導、育成、管理を行います。

ハ. グループ内の子会社の経営内容を的確に把握するため、各子会社の取締役から営業成績、財務状況その他重要な情報について報告を求めます。

ニ. 当社グループのリスクを網羅的・統括的に管理するための体制を整備します。

ホ. 当社グループ各社は、会社の規模、事業の性質、機関の設計、その他会社の個性および特質を踏まえ、当社グループ各社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制を整備します。

ヘ. 当社グループのコンプライアンス体制を評価、確保するために、内部監査部門が、当社グループ各社の状況について適宜確認し、各社の取締役会または取締役および監査役会または監査役に報告します。

ト. 法令違反その他コンプライアンスに関する問題の早期発見、是正を図るため、当社グループ内部通報制度を設け、社内窓口の他、弁護士に委託する社外窓口を設置します。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役会または監査役が、その職務を補助すべき組織または使用人を置くことを求めた場合には直ちに応じます。

⑧ 監査役職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役職務を補助すべき使用人についての任命、異動および評価等を行う場合は、あらかじめ監査役会または監査役の承認を得ます。

⑨ 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人は、その業務を遂行するにあたって、監査役の指揮命令にのみ従います。

⑩ 監査役への報告に関する体制

イ. 当社グループ各社の取締役、使用人および当社の子会社の監査役は、必要に応じ、または監査役会、監査役の要請に応じ、監査役会、監査役に対して職務の執行状況を報告します。

ロ. 当社グループ各社の取締役、使用人および当社の子会社の監査役は、当社グループ各社において次のような事象が発生した場合には、可及的速やかにその旨を監査役会、監査役に報告します。

- ・当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見したとき。
- ・内部通報システムにて、従業員より当社グループの存続に影響を与えるような事実、または法律および社内規範に対する重大な違反行為が存在することを通報されたとき。
- ・当社グループ各社の対外、対内の折衝において、訴訟事項に発展することが予想されるような事態が生じたとき。

⑪ 監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

監査役へ報告を行った当社グループの役員および使用人が、当該報告をしたことを理由として不利益な処遇や取り扱いを受けることのないよう体制を整備します。

⑫ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役職務の執行について生ずる費用または債務は、監査役職務に必要でないと認められる場合を除き、会社がこれを負担します。

⑬ その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ. 監査役が監査を補助する弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部アドバイザーを必要とする場合、これを任用することを推進します。

ロ. 取締役および使用人の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう努めます。

⑭ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況

- イ. 当社グループ各社は、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を一切遮断します。これらの勢力、団体との取引関係を持たないことはもちろんのこと、不当な要求に対しても毅然とした態度で臨みこれを拒絶します。
- ロ. 反社会的勢力による不当要求事案等の発生時は、総務法務部を対応統括部署として、警察、暴力追放運動推進センターおよび顧問弁護士等の外部専門機関と連携し、適切に対応します。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① コンプライアンス体制について

- イ. 当社は、コンプライアンス規程に基づき、当社グループ各社の使用人から、年に1回、当社の定める企業倫理規準を遵守させる旨の書面の提出（電子的な方法による場合も含む。）を受けております。また、当社グループ各社の取締役は、事業年度終了後、当該事業年度の業務執行に関する法令・定款の遵守ならびに善管注意義務および忠実義務の履行を確認する書面を提出しております。
- ロ. 当社は、コンプライアンス委員会を半期に1回開催し、法令遵守・企業倫理遵守の徹底を図るための重要方針の審議、立案および推進を実施しております。
- ハ. 当社は、反社会的勢力との一切の関係を排除するために、反社会的勢力対策規程を定め、警察等外部の専門機関と連携する等の体制を構築しております。

② リスク管理体制について

- イ. 当社は、品質、製品安全、情報セキュリティ、安全衛生等のリスクに関して、所管する部署または委員会を定め、規程、基準を整備し、また啓蒙活動を行っております。
- ロ. 当社は、当社グループ各社の存続および信用に重要な影響を及ぼす、または及ぼすと想定されるリスクが生じた場合、取締役の中から選定された危機管理担当取締役に対し報告し、対応することとしております。
- ハ. 当社は、当社グループ内部通報制度を設け、さらに当社グループ取引先からの通報窓口を設置しております。これらの通報制度の運用状況は、半期毎に開催するコンプライアンス委員会において、取締役および監査役に対し適切に報告されております。なお、当社は、内部通報プログラム規程において、内部通報を行った使用人が不利な取り扱いを受けないよう定めております。

二. 内部監査部門は、内部監査計画に基づき、当社の各部門および当社グループのリスクの識別・分析・対処方法の評価を実施するとともに、内部統制に関わる監査、店舗監査等を実施しております。これらの監査結果は、四半期毎に開催する監査報告会において、取締役および監査役に対し適切に報告されております。

③ グループ会社管理体制について

- イ. 当社は、関係会社管理規程に基づき、重要な事項の決定について事前に当社の承認を得るよう子会社に義務づけております。
- ロ. 当社は、関係会社管理規程に基づき、営業成績、財務状況その他重要な情報について子会社から適切に報告させております。

④ 取締役の効率的な職務執行の体制について

- イ. 当社は、法令に基づき、取締役会において報告または決議された事項について取締役会議事録を作成し、適切に保存、管理しております。
- ロ. 当社は、各種会議・委員会等において意思決定された重要な事項について、議事録等を作成のうえ、文書管理規程に基づき、適切に保存、管理しております。

⑤ 監査役監査の実効性確保の体制

- イ. 当社は、監査役が重要な会議・委員会等へ出席し、重要な文書を閲覧できるよう体制を整備しております。
 - ロ. 当社は、監査役の職務を補助すべき使用人として、監査役専任スタッフを配置しております。当該使用人は、その業務の遂行をするにあたって、監査役の指揮命令にのみ従い、その任命、異動および評価については監査役の承認を得て行っております。また、当該使用人と内部監査部門との定期的な情報共有体制等、監査役の職務を補助するうえで必要となる環境を整備しております。
- ハ. 当社は、監査役の職務に必要でないと認められる場合を除き、監査役の職務の執行について生ずる費用の前払、支出した費用の償還または負担した債務の弁済に速やかに応じております。
- 二. 当社は、取締役と監査役会または監査役との間で意見交換を行う場を設ける等、監査役監査の環境整備に協力しております。

連結貸借対照表

(2023年2月28日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
(資産の部)	
流動資産	55,772
現金および預金	16,380
受取手形および売掛金	12,171
棚卸資産	24,679
その他	2,622
貸倒引当金	△81
固定資産	55,619
有形固定資産	22,065
建物および構築物	4,801
店舗内装設備	6,000
土地	2,366
使用権資産	6,364
建設仮勘定	292
その他	2,239
無形固定資産	11,908
ソフトウェア	6,870
のれん	1,331
その他	3,706
投資その他の資産	21,645
投資有価証券	1,108
敷金および保証金	13,545
繰延税金資産	7,124
その他	165
貸倒引当金	△298
資産合計	111,392

科 目	金 額
(負債の部)	
流動負債	43,989
支払手形および買掛金	13,280
電子記録債務	6,990
短期借入金	197
1年内返済予定の長期借入金	375
リース債務	1,695
未払金	12,114
未払法人税等	2,970
契約負債	2,535
賞与引当金	2,112
ポイント引当金	160
その他の引当金	779
その他	777
固定負債	6,639
長期借入金	554
リース債務	5,359
その他	725
負債合計	50,629
(純資産の部)	
株主資本	58,555
資本金	2,660
資本剰余金	7,213
利益剰余金	55,968
自己株式	△7,286
その他の包括利益累計額	852
その他有価証券評価差額金	95
繰延ヘッジ損益	△120
為替換算調整勘定	877
非支配株主持分	1,355
純資産合計	60,762
負債純資産合計	111,392

連結損益計算書

(2022年3月1日から
2023年2月28日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	242,552
売上原価	109,887
売上総利益	132,664
販売費および一般管理費	121,149
営業利益	11,515
営業外収益	
受取利息	16
受取配当金	2
為替差益	291
受取設備負担金	43
助成金収入	231
電力販売収益	29
雇用調整助成金	37
その他	231
営業外費用	
支払利息	193
デリバティブ評価損	106
コミットメントファイ	44
その他	27
経常利益	372
特別損失	
減損損失	492
投資有価証券評価損	100
税金等調整前当期純利益	592
法人税、住民税および事業税	4,028
法人税等調整額	△373
当期純利益	11,433
非支配株主に帰属する当期純利益	7,778
親会社株主に帰属する当期純利益	238
	7,540

貸借対照表

(2023年2月28日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
(資産の部)	
流動資産	45,709
現金および預金	7,180
売掛金	9,916
商品	19,540
原材料および貯蔵品	116
関係会社短期貸付金	10,322
前払費用	683
未収入金	1,703
その他	127
貸倒引当金	△3,880
固定資産	40,605
有形固定資産	4,645
建物	758
構築物	2
店舗内装設備	3,571
機械装置	4
工具、器具および備品	237
土地	23
建設仮勘定	47
無形固定資産	8,537
商標権	162
ソフトウェア	6,711
その他	1,664
投資その他の資産	27,422
投資有価証券	1,022
関係会社株式	8,358
敷金および保証金	11,539
繰延税金資産	6,781
その他	18
貸倒引当金	△298
資産合計	86,314

科 目	金 額
(負債の部)	
流動負債	34,860
買掛金	10,335
電子記録債務	6,990
未払金	8,330
未払法人税等	2,511
未払消費税等	1,117
預り金	55
契約負債	2,352
賞与引当金	1,708
役員賞与引当金	95
ポイント引当金	343
株主優待引当金	64
役員株式給付引当金	294
株式給付引当金	259
その他	401
固定負債	202
長期未払金	172
その他	29
負債合計	35,062
(純資産の部)	
株主資本	51,276
資本金	2,660
資本剰余金	6,151
資本準備金	2,517
その他資本剰余金	3,633
利益剰余金	49,752
利益準備金	16
その他利益剰余金	49,735
別途積立金	12,500
繰越利益剰余金	37,235
自己株式	△7,286
評価・換算差額等	△24
その他有価証券評価差額金	95
繰延ヘッジ損益	△120
純資産合計	51,251
負債純資産合計	86,314

損益計算書

(2022年3月1日から
2023年2月28日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	196,727
売上原価	91,446
売上総利益	105,281
販売費および一般管理費	94,896
営業利益	10,384
営業外収益	
受取利息	86
受取配当金	283
為替差益	257
助成金収入	33
雇用調整助成金	18
受取方向料	127
業務受託料	55
その他	309
営業外費用	
支払利息	8
デリバティブ評価損	106
貸倒引当金繰入額	1,107
その他	98
経常利益	10,238
特別損失	
減損損失	214
関係会社株式評価損	144
投資有価証券評価損	100
その他	460
税引前当期純利益	9,778
法人税、住民税および事業税	3,309
法人税等調整額	△157
当期純利益	6,626

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年4月13日

株式会社 アダストリア
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 坂本 一朗
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 菊池 寛康
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アダストリアの2022年3月1日から2023年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アダストリア及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年4月13日

株式会社 アダストリア
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 坂本 一朗
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 菊池 寛康
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アダストリアの2022年3月1日から2023年2月28日までの第73期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年3月1日から2023年2月28日までの第73期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年4月19日

株式会社アダストリア 監査役会

常 勤 監 査 役	松 田 毅 ㊟
社 外 監 査 役	海老原 和 彦 ㊟
社 外 監 査 役	葉 山 良 子 ㊟
社 外 監 査 役	前 川 渡 ㊟

以 上

連結株主資本等変動計算書

(2022年3月1日から
2023年2月28日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	2,660	7,213	51,114	△7,636	53,351
会計方針の変更による累積的影響額			△175		△175
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,660	7,213	50,939	△7,636	53,176
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△2,510		△2,510
親会社株主に帰属する当期純利益			7,540		7,540
自己株式の取得				△1	△1
株式給付信託による自己株式の取得				△92	△92
株式給付信託による自己株式の処分				443	443
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					－
当 期 変 動 額 合 計	－	－	5,029	349	5,379
当 期 末 残 高	2,660	7,213	55,968	△7,286	58,555

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換 算定	その他の 包括利益累計 額合計		
当 期 首 残 高	8	45	558	611	1,000	54,963
会計方針の変更による累積的影響額				－		△175
会計方針の変更を反映した当期首残高	8	45	558	611	1,000	54,787
当 期 変 動 額						
剰余金の配当				－		△2,510
親会社株主に帰属する当期純利益				－		7,540
自己株式の取得				－		△1
株式給付信託による自己株式の取得				－		△92
株式給付信託による自己株式の処分				－		443
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	87	△165	319	240	355	595
当 期 変 動 額 合 計	87	△165	319	240	355	5,974
当 期 末 残 高	95	△120	877	852	1,355	60,762

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数および主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 20社

主要な連結子会社の名称

株式会社BUZZWIT、株式会社エレメントルール、株式会社アダストリア・ロジスティクス、株式会社ゼットン、Adastria Asia Co.,Ltd.（香港）、你可安(上海)商貿有限公司（中国）、愛徳利亞(上海)商貿有限公司（中国）、愛徳利亞台灣股份有限公司（台湾）、Adastria USA,Inc.（米国）、Velvet,LLC（米国）、Adastria (Thailand) Co., Ltd.（タイ）

株式会社オープンアンドナチュラルは2022年3月31日に当社の連結子会社である株式会社BUZZWITを通じて株式を取得したことに伴い、当連結会計年度より連結子会社となりました。なお、みなし取得日を2022年4月30日としており、かつ四半期連結決算日との差異が3ヶ月を超えないことから、第1四半期連結会計期間は貸借対照表のみ連結し、第2四半期連結会計期間より損益計算書についても連結しております。

また、当連結会計年度において、新たに設立したAdastria (Thailand) Co., Ltd.を連結の範囲に含めております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した非連結子会社または関連会社の数および主要な会社等の名称

持分法を適用した関連会社の数 1社

主要な会社等の名称

関連会社

MARIN FASHION LLC

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、Adastria Asia Co.,Ltd.、你可安(上海)商貿有限公司、愛徳利亞(上海)商貿有限公司、愛徳利亞台灣股份有限公司、Adastria USA,Inc.、Velvet,LLC、Adastria (Thailand) Co., Ltd.およびその他海外子会社4社の決算日は12月31日、株式会社ゼットンの決算日は1月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、当該連結子会社の決算日から連結決算日までの期間に発生した重要な取引については、連結決算上必要な調整を行っております。

なお、当連結会計年度より、連結子会社である株式会社ゼットンの決算日を2月末日から1月31日に変更しており、これに伴い、当連結会計年度において2022年3月から2023年1月までの11ヶ月間を連結しております。

また、当連結会計年度において、連結子会社である株式会社BUZZWIT、株式会社エレメントール他国内子会社4社は、決算日を1月31日から2月末日に変更し、連結決算日と同一となっております。なお、当該子会社の2022年2月の1ヶ月分の損益については連結損益計算書を通して調整する方法を採用しており、当連結会計年度における会計期間は13ヶ月となっております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

① 有価証券の評価基準および評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

…時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

…移動平均法による原価法

② デリバティブの評価基準および評価方法

デリバティブ…時価法

③ 棚卸資産の評価基準および評価方法

商品…主に総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（使用権資産を除く）

…主に定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法）

主な耐用年数

・建物および構築物 3～50年

・店舗内装設備 5年

・その他（工具、器具および備品） 2～20年

② 無形固定資産

…定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（主に5年）に基づく定額法によっております。

- ③ 使用権資産
 - …定額法
- (3) 重要な引当金の計上基準
 - ① 貸倒引当金
 - …債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - ② 賞与引当金
 - …従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち、当連結会計年度の負担すべき額を計上しております。
 - ③ ポイント引当金
 - …顧客に商品の販売以外で付与したポイントについて将来の使用に備えるため、当連結会計年度末における将来使用見込額を計上しております。
- (4) 収益および費用の計上基準
 - 主な履行義務の内容および収益を認識する通常の時点
 - ① 商品販売
 - …顧客へ商品を引き渡した時点で履行義務が充足され、当該時点で収益を認識しております。
 - ② 自社ポイント
 - …顧客への販売に伴って付与する自社ポイントを履行義務として識別し、将来利用見込額等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行い、ポイントが使用された時点で収益を認識しております。
- (5) 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準
 - 在外子会社の資産および負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益および費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定および非支配株主持分に含めて計上しております。
- (6) 重要なヘッジ会計の方法
 - ① ヘッジ会計の方法
 - …繰延ヘッジ処理によっております。また、振当処理の要件を満たしている為替予約については、振当処理を行っております。
 - ② ヘッジ手段とヘッジ対象
 - ・ヘッジ手段
 - …為替予約
 - ・ヘッジ対象
 - …外貨建債務

③ ヘッジ方針

…実需に基づいた外貨建取引の為替相場変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行い、投機的な取引は行わない方針であります。また、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

…ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件が同一であることから、ヘッジ開始時およびその後も継続して、相場変動またはキャッシュ・フロー変動を完全に相殺するものと想定されるため、ヘッジ有効性評価を省略しております。

(7) のれんの償却方法および償却期間

のれんの償却については、その投資効果の発現する期間を個別に見積り、20年以内の合理的な期間で均等償却を行っております。

会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、当社グループにおいては顧客への販売に伴って付与する自社ポイントに基づき、従来は、付与したポイントの利用に備えるため、将来利用されると見込まれる額としてポイント引当金を計上しておりましたが、付与したポイントを履行義務として識別し、取引価格の配分を行い、契約負債を計上する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、従前の会計処理と比較して、当連結会計年度の売上高は2,378百万円減少、売上原価は134百万円減少し、販売費および一般管理費は2,244百万円減少しておりますが、営業利益、経常利益および親会社株主に帰属する当期純利益には影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高は114百万円減少しております。

(棚卸資産の評価方法の変更)

当社および一部の連結子会社は、従来、商品の評価方法について、主に個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）としておりましたが、当連結会計年度より主に総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）に変更しております。

この変更は、当社グループの一層のグローバル化を展望し、基幹システムの改善を行ったことを契機に、評価方法の見直しを行ったものであります。

なお、この変更による影響額は軽微であります。

(ASC第842号「リース」の適用)

当連結会計年度より米国会計基準を適用している在外子会社について、ASC第842号「リース」（以下、ASC第842号）を適用しております。ASC第842号の適用にあたっては、経過措置として認められている当該会計基準の適用による累積的影響を適用開始日に認識する方法を採用しております。これによる累積的影響は、当連結会計年度の期首において、利益剰余金および使用権資産とリース負債の調整として認識しております。

なお、この変更による当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項および「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号2019年7月4日）第44－2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行っております。なお、これによる影響はありません。

表示方法の変更

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度において、「有形固定資産」の「その他」に含めていた「使用権資産」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。

会計上の見積りに関する注記

(商品の評価)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当連結会計年度
商品	24,458
上記の内、当社に係る商品	19,540

(注) 商品は、連結貸借対照表の棚卸資産に含まれております。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

商品の評価方法は、主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっており、期末における正味売却価額が取得原価よりも下落している場合、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額としております。また、販売開始後一定期間経過した商品について、過去の実績率を基礎として、必要と見込まれる金額について簿価の切り下げを行っております。

当該正味売却価額について、市場動向の変化や感染症の拡大等により見直しが必要となった場合、翌連結会計年度の連結計算書類に影響を及ぼす可能性があります。

(固定資産の減損)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当連結会計年度
有形固定資産	22,065
減損損失	492

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、各店舗をキャッシュ・フローを生み出す最小単位として資産のグルーピングを行っており、営業損益が継続してマイナス等である資産グループについて、減損の兆候を判定しております。

減損対象になった資産は、帳簿価額を回収可能価額（使用価値および正味売却価額のいずれか高い方）まで減額し、当該減少額を減損損失として、特別損失に計上しております。

使用価値の見積りにおいて使用された主な仮定は、将来キャッシュ・フローの基礎となる事業計画および割引率であり、各店舗の将来キャッシュ・フローを割引率で割引いて使用価値を算定しております。

使用価値および正味売却価値の算定にあたっては、決算時点で入手可能な情報等に基づき合理的に判断しておりますが、市場動向の変化や感染症の拡大等により当社ブランドが出店する商業施設の休業および来客の減少などによって影響を受ける可能性があり、実際の回収可能価値が見積りと異なった場合は、翌連結会計年度の連結計算書類に影響を及ぼす可能性があります。

追加情報

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当社は、執行役員（取締役兼務執行役員を除く。）および経営幹部社員（以下「執行役員等」という。）を対象に、当社の中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的に、インセンティブプラン「株式付与E S O P 信託」（以下「本制度」という。）を導入しております。

1. 取引の概要

本制度は、当社が、受益者要件を充足する執行役員等を受益者として、当社株式の取得資金を拠出することにより信託を設定し、当該信託は、当社株式を取得します。その後、株式交付規程に従い、所定の要件を満たす執行役員等に、職位、個人評価および業績に応じてポイントを付与し、当該ポイント数に応じて、当社株式の交付を行う制度です。なお、当該信託により取得する当社株式の取得資金は全額当社が拠出するため、執行役員等の負担はありません。

2. 信託に残存する自社の株式

信託に残存する自社の株式を、信託における帳簿価値（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末における当該自己株式の帳簿価値および株式数は、650百万円、209千株であります。

(取締役を対象とする業績連動型株式報酬制度)

当社は、取締役（社外取締役および国内非居住者を除く。）を対象に、当社の中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的として、業績連動型株式報酬制度「役員報酬B I P 信託」（以下「本制度」という。）を導入しております。

1. 取引の概要

本制度は、当社が、受益者要件を充足する対象取締役を受益者として、当社株式の取得資金を拠出することにより信託を設定し、当該信託は、当社株式を取得します。その後、株式交付規程に従い、所定の要件を満たす対象取締役に、評価対象事業年度における役位および業績達成度に応じてポイントを付与し、各評価対象事業年度開始から1年間の据置期間の後、当該ポイント数に応じて、役員報酬として当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭の交付および給付を行い、交付後2年が経過するまで継続保有とする制度です。

2. 信託に残存する自社の株式

信託に残存する自社の株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末における当該自己株式の帳簿価額および株式数は、264百万円、91千株であります。

連結貸借対照表に関する注記

1. 棚卸資産の内訳

商品	24,458百万円
原材料および貯蔵品	220百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 43,345百万円

3. 担保提供資産および担保に係る債務

担保提供資産の内容およびその金額

敷金および保証金 100百万円

担保に係る債務の金額

買掛金 100百万円

連結損益計算書に関する注記

減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用	途	場	所	種	類	金	額
店	舗	(日本国内) 合計41店舗 (海外) 合計5店舗		建物および構築物		40	百万円
				店舗内装設備		304	百万円
				その他		78	百万円
そ	の	他	-	ソフトウェア		1	百万円
				その他		67	百万円
合	計	-	-	-		492	百万円

当社グループは、各店舗をキャッシュ・フローを生み出す最小単位として資産のグルーピングを行っており、営業損益が継続してマイナス等である資産グループについて、減損の兆候を判定しております。

減損対象になった資産は、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として、特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は使用価値により測定された価額としております。使用価値は、将来キャッシュ・フローを1.2%～13.0%で割り引いて算定しており、マイナスである場合、零として評価しております。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の総数および自己株式の数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	48,800	-	-	48,800
合計	48,800	-	-	48,800
自己株式				
普通株式	3,552	44	147	3,449
合計	3,552	44	147	3,449

- (注) 1. 当連結会計年度期首および当連結会計年度末の自己株式の普通株式の株式数には、「株式付与E S O P信託」の信託財産として保有する当社株式がそれぞれ、251千株、209千株含まれております。
2. 当連結会計年度期首および当連結会計年度末の自己株式の普通株式の株式数には、「役員報酬B I P信託」の信託財産として保有する当社株式がそれぞれ、153千株、91千株含まれております。
3. 自己株式の普通株式の主な増加は、「株式付与E S O P信託」の取得43千株によるものであります。
4. 自己株式の普通株式の減少は、「株式付与E S O P信託」による交付35千株および売却49千株、「役員報酬B I P信託」による交付30千株および売却31千株であります。

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基 準 日	効 力 発 生 日
2022年4月13日 取 締 役 会	普通株式	1,369百万円	30円	2022年2月28日	2022年5月11日
2022年10月7日 取 締 役 会	普通株式	1,141百万円	25円	2022年8月31日	2022年10月24日

- (注) 1. 2022年4月13日取締役会決議による配当金の総額には、信託が保有する自社の株式に対する配当金12百万円が含まれております。
2. 2022年10月7日取締役会決議による配当金の総額には、信託が保有する自社の株式に対する配当金7百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	配当の原資	基 準 日	効 力 発 生 日
2023年4月4日 取 締 役 会	普通株式	1,597百万円	35円	利益剰余金	2023年2月28日	2023年5月10日

- (注) 2023年4月4日取締役会決議による配当金の総額には、信託が保有する自社の株式に対する配当金10百万円が含まれております。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、余資は安全性の高い金融資産で運用しており、設備資金および運転資金については、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に金融機関からの借入）を調達しております。また、デリバティブ取引は、主として実需に基づいた外貨建取引の為替相場変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行い、原則として投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である受取手形および売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に取引先の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

敷金および保証金は、主に出店に伴う差入保証金等であり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である支払手形および買掛金ならびに電子記録債務は、そのすべてが1年以内の支払期日であります。

短期借入金および長期借入金は、主に運転資金および設備投資に必要な資金調達を目的としたものであり、返済期日は最長で決算日後5年であります。

リース債務は、主に一部の海外関係会社について「リース」（IFRS第16号およびASC第842号）を適用したものであります。

デリバティブ取引は、主に外貨建取引の為替相場変動リスクを回避するために利用している為替予約取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等「4. 会計方針に関する事項 (6) 重要なヘッジ会計の方法」をご覧ください。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、受取手形および売掛金に係る取引先の信用リスクは、店舗別・取引先別に期日管理・残高管理を行うとともに、信用情報の把握を定期的に行うことで、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

敷金および保証金は賃貸借契約締結時に差入先の信用状況を把握するとともに、入居後も定期的に信用状況を把握することにより、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付けを有する金融機関に限定しているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、商品の輸入に伴う外貨建取引については、為替の変動リスクに対して、為替予約を利用してリスクの回避に努めております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、有価証券運用管理規程に基づいて管理しております。

デリバティブ取引については、デリバティブ管理規程に基づき取引され、その残高照合等は経理部が行っております。また、取引の状況については、所管部署が経理部へ月次報告し、執行会議へ年度報告しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、財務部等担当部門が年次予算に基づく資金繰計画表を作成し、月次で実績・予算を更新するとともに、現金および預金で手許流動性を継続して維持することにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(5) 信用リスクの集中

当連結会計年度の連結決算日現在における営業債権のうち、34.4%が特定の大口顧客に対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年2月28日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 投資有価証券 (注) 2	33	33	-
(2) 敷金および保証金 (注) 3	10,205	9,922	△282
資 産 計	10,238	9,956	△282
(1) 長期借入金(1年内返済予定を含む)	930	927	△3
(2) リース債務(1年内返済予定を含む)	7,054	7,059	5
負 債 計	7,985	7,987	1
デリバティブ取引 (注) 4	△173	△173	-

- (注) 1. 現金および短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものについては記載を省略しております。
2. 連結貸借対照表における投資有価証券の金額と金融商品の時価開示における「連結貸借対照表計上額」との差額は、非上場株式であります。
3. 連結貸借対照表における敷金および保証金の金額と金融商品の時価開示における「連結貸借対照表計上額」との差額は、当連結会計年度末における敷金および保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額（貸借建物の原状回復費用見込額）の未償却残高と、敷金および保証金に設定された貸倒引当金の合計額であります。
4. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産または負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産および金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	23	－	－	23
その他	－	10	－	10
資産計	23	10	－	33
デリバティブ取引				
通貨関連	－	△173	－	△173
負債計	－	△173	－	△173

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産および金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金および保証金	－	9,922	－	9,922
資産計	－	9,922	－	9,922
長期借入金(1年内返済予定を含む)	－	927	－	927
リース債務(1年内返済予定を含む)	－	7,059	－	7,059
負債計	－	7,987	－	7,987

(注) 1. 現金および短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものについては記載を省略しております。

2. 時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1に分類しております。一方で、債券および投資信託は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格に基づいて算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価は、取引金融機関から提示された価格に基づいて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

敷金および保証金

敷金および保証金の時価は、一定の期間毎に分類し、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金（1年内返済予定を含む）

長期借入金の時価については、元利金の合計を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

リース債務（1年内返済予定を含む）

リース債務の時価については、元利金の合計額を同様の新規リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

地域	当連結会計年度	
	売上高 (百万円)	構成比 (%)
当社	193,671	79.8
株式会社BUZZWIT	10,369	4.3
株式会社エレメントルール	11,068	4.6
その他連結子会社	280	0.1
国内グループ会社 合計	215,390	88.8
海外グループ会社 合計	17,535	7.2
アパレル・雑貨関連事業 合計	232,925	96.0
その他 (飲食事業) 合計	9,626	4.0
顧客との契約から生じる収益	242,552	100.0

(注) 上記の金額は外部顧客に対するもので、連結会社相互間の内部売上高は含まれておりません。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等) 4. 会計方針に関する事項 (4) 収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度および翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

	当連結会計年度
契約負債 (期首残高)	1,604百万円
契約負債 (期末残高)	2,535百万円

契約負債は主に、顧客への販売に伴って付与する自社ポイントであります。

資産除去債務に関する注記

当社および一部の連結子会社は、不動産賃貸借契約等に関する敷金および保証金について、回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用計上する方法によっており、資産除去債務の負債計上は行っていません。

なお、当連結会計年度の負担に属する金額は、見込まれる入居期間に基づいて算定しております。

また、一部の連結子会社で計上している資産除去債務については、量的に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 1,309円96銭

2. 1株当たり当期純利益 166円37銭

(注) 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式数から控除する自己株式に含めております。

1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は当連結会計年度329千株であり、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、当連結会計年度301千株であります。

企業結合等に関する注記

(取得による企業結合)

当社は、2022年3月18日開催の取締役会において、当社の連結子会社である株式会社BUZZWITを通じて株式会社オープンアンドナチュラルの株式を取得し、連結子会社(孫会社)化することを決議いたしました。なお、2022年3月31日付で同社の株式取得手続きを完了いたしました。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称およびその事業の内容

被取得企業の名称：株式会社オープンアンドナチュラル

事業の内容：子供服ECブランド「pairmanon」の運営

(2) 企業結合を行った主な理由

当社グループは2025年に向けた成長戦略の一つとして、デジタルでの顧客接点の拡大に取り組んでおります。株式会社BUZZWITは、ロープライス市場向けEC専門ブランドを展開する企業として2018年に事業を開始し、順調に成長してまいりました。さらなる事業の拡大に向けてM&Aの機会を模索し、アパレルの中でもECと相性の良い子供服のカテゴリーに着目しておりました。

このたび株式を取得する株式会社オープンアンドナチュラルは、2017年の設立以来、EC専門ブランド「pairmanon」を運営し、ロープライスで高品質、適度にトレンドを押さえた子供服を提供してきた企業です。子供服EC市場のみならず、子供服市場自体の中でも存在感を増しつつあります。

本株式取得により、株式会社BUZZWITのノウハウや事業基盤を共有することで、同事業のさらなる拡大の実現を目指してまいります。

(3) 企業結合日

2022年3月31日（株式取得日）
2022年4月30日（みなし取得日）

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

(5) 結合後企業の名称

変更はありません。

(6) 取得した議決権比率

100.0%（間接所有）

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

株式会社BUZZWITが現金を対価として株式を取得したことによるものです。

2. 連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間

2022年5月1日から2023年2月28日まで

3. 被取得企業の取得原価および対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	1,100百万円
取得原価		1,100百万円

4. 主要な取得関連費用の内容および金額

アドバイザー費用等 14百万円

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法および償却期間

(1) 発生したのれん金額

670百万円

(2) 発生原因

主として今後の事業展開により期待される超過収益力であります。

(3) 償却方法および償却期間

9年間にわたる均等償却

記載の金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2022年3月1日から
2023年2月28日まで)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金		利益剰余金合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金	繰越利益剰余金	
		別途積立金						
当 期 首 残 高	2,660	2,517	3,633	6,151	16	12,500	33,227	45,744
会計方針の変更による累積的影響額				-			△107	△107
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,660	2,517	3,633	6,151	16	12,500	33,120	45,637
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当				-			△2,510	△2,510
当 期 純 利 益				-			6,626	6,626
自 己 株 式 の 取 得				-				-
株式給付信託による自己株式の取得				-				-
株式給付信託による自己株式の処分				-				-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				-				-
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	-	-	4,115	4,115
当 期 末 残 高	2,660	2,517	3,633	6,151	16	12,500	37,235	49,752

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△7,636	46,919	8	45	53	46,973
会計方針の変更による累積的影響額		△107			-	△107
会計方針の変更を反映した当期首残高	△7,636	46,811	8	45	53	46,865
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当		△2,510			-	△2,510
当 期 純 利 益		6,626			-	6,626
自 己 株 式 の 取 得	△1	△1			-	△1
株式給付信託による自己株式の取得	△92	△92			-	△92
株式給付信託による自己株式の処分	443	443			-	443
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）		-	87	△165	△78	△78
当 期 変 動 額 合 計	349	4,465	87	△165	△78	4,386
当 期 末 残 高	△7,286	51,276	95	△120	△24	51,251

個別注記表

重要な会計方針に関する注記

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

① 関係会社株式

…移動平均法による原価法

② その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

…時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

…移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準および評価方法

デリバティブ…時価法

(3) 棚卸資産の評価基準および評価方法

商品…主に総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

…定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法）

主な耐用年数

・建物	3～50年
・店舗内装設備	5年
・工具、器具および備品	2～20年

(2) 無形固定資産

…定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（主に5年）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

…債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

- (2) 賞与引当金
…従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち、当事業年度の負担すべき額を計上しております。
- (3) 役員賞与引当金
…役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち、当事業年度の負担すべき額を計上しております。
- (4) ポイント引当金
…顧客に商品の販売以外で付与したポイントについて将来の使用に備えるため、当事業年度末における将来使用見込額を計上しております。
- (5) 株主優待引当金
…発行済の株主優待券について将来の使用に備えるため、当事業年度末における将来使用見込額を計上しております。
- (6) 役員株式給付引当金
…取締役向け株式交付規程に基づく当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。
- (7) 株式給付引当金
…従業員向け株式交付規程に基づく当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

4. 収益および費用の計上基準

主な履行義務の内容および収益を認識する通常の時点

- (1) 商品販売
…顧客へ商品を引き渡した時点で履行義務が充足され、当該時点で収益を認識しております。
- (2) 自社ポイント
…顧客への販売に伴って付与する自社ポイントを履行義務として識別し、将来利用見込額等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行い、ポイントが使用された時点で収益を認識しております。

5. 重要なヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

…繰延ヘッジ処理によっております。また、振当処理の要件を満たしている為替予約については、振当処理を行っております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

- ・ヘッジ手段
…為替予約
- ・ヘッジ対象
…外貨建債務

(3) ヘッジ方針

…実需に基づいた外貨建取引の為替相場変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行い、投機的な取引は行わない方針であります。また、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

…ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件が同一であることから、ヘッジ開始時およびその後も継続して、相場変動またはキャッシュ・フロー変動を完全に相殺するものと想定されるため、ヘッジ有効性評価を省略しております。

6. のれんの償却方法および償却期間

のれんの償却については、その投資効果の発現する期間を個別に見積り、20年以内の合理的な期間で均等償却を行っております。

会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、当社においては顧客への販売に伴って付与する自社ポイントに基づき、従来は、付与したポイントの利用に備えるため、将来利用されると見込まれる額としてポイント引当金を計上しておりましたが、付与したポイントを履行義務として識別し、取引価格の配分を行い、契約負債を計上する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、従前の会計処理と比較して、当事業年度の売上高は2,113百万円減少、売上原価は123百万円減少し、販売費および一般管理費は1,990百万円減少しておりますが、営業利益、経常利益および当期純利益には影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高は107百万円減少しております。

(棚卸資産の評価方法の変更)

当社は、従来、商品の評価方法について、主に個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）としておりましたが、当事業年度より主に総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）に変更しております。

この変更は、当社グループの一層のグローバル化を展望し、基幹システムの改善を行ったことを契機に、評価方法の見直しを行ったものであります。

なお、この変更による影響額は軽微であります。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度から適用し、時価算定会計基準第19項および「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号2019年7月4日）第44－2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる影響はありません。

会計上の見積りに関する注記

(商品の評価)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当事業年度
商品	19,540

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

商品の評価方法は、主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）によっており、期末における正味売却価額が取得原価よりも下落している場合、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額としております。また、販売開始後一定期間経過した商品について、過去の実績率を基礎として、必要と見込まれる金額について簿価の切り下げを行っております。

当該正味売却価額について、市場動向の変化や感染症の拡大等により見直しが必要となった場合、翌事業年度の計算書類に影響を及ぼす可能性があります。

(固定資産の減損)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当事業年度
有形固定資産	4,645
減損損失	214

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、各店舗をキャッシュ・フローを生み出す最小単位として資産のグルーピングを行っており、営業損益が継続してマイナス等である資産グループについて、減損の兆候を判定しております。

減損対象になった資産は、帳簿価額を回収可能価額（使用価値および正味売却価額のいずれか高い方）まで減額し、当該減少額を減損損失として、特別損失に計上しております。

使用価値の見積りにおいて使用された主な仮定は、将来キャッシュ・フローの基礎となる事業計画および割引率であり、各店舗の将来キャッシュ・フローを割引率で割引いて使用価値を算定しております。

使用価値および正味売却価額の算定にあたっては、決算時点で入手可能な情報等に基づき合理的に判断しておりますが、市場動向の変化や感染症の拡大等により当社ブランドが出店する商業施設の休業および来客の減少などによって影響を受ける可能性があり、実際の回収可能価額が見積りと異なった場合は、翌事業年度の計算書類に影響を及ぼす可能性があります。

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高の総額

営業取引による取引高の総額	7,863百万円
営業取引以外の取引高の総額	729百万円

2. 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用途	場所	種類	金額
店舗	大阪府7店舗、神奈川県4店舗、 東京都3店舗、 広島県・熊本県・埼玉県各2店舗、 他14府県14店舗合計34店舗	建物	17百万円
		店舗内装設備	196百万円
		その他	0百万円
		合計	214百万円

当社は、各店舗をキャッシュ・フローを生み出す最小単位として資産のグルーピングを行っており、営業損益が継続してマイナス等である店舗について、減損の兆候を判定しております。

減損対象になった資産は、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として、特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は使用価値により測定された価額としております。使用価値は、将来キャッシュ・フローを4.8%で割り引いて算定しており、マイナスである場合、零として評価しております。

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類および株式数

普通株式	3,449,391株
------	------------

(注) 信託に残存する自社の株式301,612株が含まれております。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産

商品評価損	488百万円
未払事業税	223百万円
貸倒引当金	1,279百万円
賞与引当金	523百万円
ポイント引当金	105百万円
契約負債	720百万円
減価償却費	3,148百万円
一括償却資産	28百万円
資産除去費用	1,130百万円
投資有価証券評価損	357百万円
関係会社株式評価損	4,414百万円
その他	361百万円
繰延税金資産小計	<u>12,781百万円</u>
評価性引当額	<u>△5,967百万円</u>
繰延税金資産合計	<u>6,813百万円</u>

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	<u>△32百万円</u>
繰延税金負債合計	<u>△32百万円</u>
繰延税金資産（負債）の純額	<u>6,781百万円</u>

関連当事者との取引に関する注記

1. 子会社

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	事業年度末残高
子会社	株式会社 エレメントルール	所有 直接100%	資金の貸付 役員の兼任 (2名)	資金の貸付	-	関係会社 短期貸付金 (注) 2	2,750
				受取利息 (注) 1	16	未収入金	0
	株式会社 ADASTRIA eat Creations	所有 直接100%	資金の貸付	資金の貸付	-	関係会社 短期貸付金 (注) 3	1,634
				受取利息 (注) 1	10	未収入金	0
	株式会社 ADOORLINK	所有 直接100%	資金の貸付 役員の兼任 (1名)	資金の貸付	250	関係会社 短期貸付金 (注) 4	870
				受取利息 (注) 1	4	未収入金	0
	株式会社 アダストリア・ ロジスティクス	所有 直接100%	資金の貸付	資金の貸付	1,300	関係会社 短期貸付金	1,200
				受取利息 (注) 1	2	未収入金	0
	愛徳利亜(上海) 商貿有限公司	所有 直接100%	資金の貸付 役員の兼任 (2名)	資金の貸付	500	関係会社 短期貸付金 (注) 5	1,500
				受取利息 (注) 1	9	未収入金	7

取引条件および取引条件の決定方針等

(注) 1. 貸付金利は、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

2. 連結子会社である株式会社エレメントルールへの短期貸付金に対し、貸付先の財政状態を勘案して、貸倒引当金1,045百万円および貸倒引当金繰入額（営業外費用）△16百万円をそれぞれ計上しております。

3. 連結子会社である株式会社ADASTRIA eat Creationsへの短期貸付金に対し、貸付先の財政状態を勘案して、貸倒引当金1,634百万円および貸倒引当金繰入額（営業外費用）471百万円をそれぞれ計上しております。
4. 連結子会社である株式会社ADOORLINKへの短期貸付金に対し、貸付先の財政状態を勘案して、貸倒引当金715百万円および貸倒引当金繰入額（営業外費用）280百万円をそれぞれ計上しております。
5. 連結子会社である愛徳利亞(上海)商貿有限公司への短期貸付金に対し、貸付先の財政状態を勘案して、貸倒引当金127百万円および貸倒引当金繰入額（営業外費用）127百万円をそれぞれ計上しております。

2. 役員および個人主要株主等
該当事項はありません。

退職給付に関する注記

1. 採用している退職給付制度の概要
当社は前払退職金制度および確定拠出型年金制度を採用しております。
2. 退職給付費用に関する事項

前払退職金	235百万円
確定拠出制度への要拠出額	70百万円

資産除去債務に関する注記

当社は、不動産賃貸借契約等に関する敷金および保証金について、回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用計上する方法によっており、資産除去債務の負債計上は行っておりません。

なお、当事業年度の負担に属する金額は、見込まれる入居期間に基づいて算定しております。

収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報については、連結注記表「収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しておりますので、記載を省略しております。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 1,130円13銭

2. 1株当たり当期純利益 146円20銭

(注) 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式数から控除する自己株式数に含めております。

1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は329千株であり、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は301千株であります。

連結配当規制適用会社に関する注記

当社は、連結配当規制適用会社であります。

記載の金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。